

第百七十一回国会 衆議院 財務金融委員会 議 録 第二十二号

平成二十一年五月十二日(火曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長 田中 和徳君

理事 江崎洋一郎君 理事 木村 隆秀君

理事 竹本 直一君 理事 山本 明彦君

理事 吉田六左門君 理事 中川 正春君

理事 松野 頼久君 理事 石井 啓一君

理事 安次富 修君 理事 赤池 誠章君

石原 宏高君 稲田 朋美君

越智 隆雄君 大塚 高司君

亀井善太郎君 後藤田正純君

七条 明君 篠田 陽介君

杉田 元司君 鈴木 肇祐君

関 芳弘君 とかしきなおみ君

中根 一幸君 永岡 桂子君

西本 勝子君 林田 彪君

平口 洋君 松本 洋平君

三ツ矢憲生君 宮下 一郎君

盛山 正仁君 池田 元久君

小沢 鋭仁君 大島 章宏君

階 猛君 下条 みつ君

鈴木・克昌君 古本伸一郎君

和田 隆志君 谷口 隆義君

佐々木憲昭君 野呂田芳成君

中村喜四郎君

議員 大野 功統君

議員 七条 明君

議員 寺田 稔君

議員 宮下 一郎君

議員 山本 明彦君

議員 吉田六左門君

議員 直嶋 正行君

財務大臣 与謝野 馨君
国務大臣 (金融担当) 竹下 亘君

財務副大臣 三ツ矢憲生君

財務大臣政務官 梅溪 健児君

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 湯元 健治君

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 川北 力君

政府参考人 (財務省大臣官房総括審議官) 真砂 靖君

政府参考人 (財務省主計局次長) 木下 康司君

政府参考人 (財務省主計局次長) 加藤 治彦君

政府参考人 (財務省主計局次長) 佐々木豊成君

政府参考人 (財務省理財局長) 岡本 佳郎君

政府参考人 (国税庁次長) 横尾 英博君

政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 佐々木 基君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 首藤 忠則君

財務金融委員会専門員

委員の異動

五月十二日

辞任

補欠選任

佐藤ゆかり君

関 芳弘君

原田 憲治君

大塚 高司君

廣津 素子君

永岡 桂子君

赤池 誠章君

宮下 一郎君

山本 有二君

同日 辞任 補欠選任

赤池 誠章君 松本 洋平君

大塚 高司君 原田 憲治君

七条 明君 関 芳弘君

篠田 陽介君 佐藤ゆかり君

杉田 元司君 宮下 一郎君

永岡 桂子君 安次富 修君

西本 勝子君 山本 有二君

同日 辞任 補欠選任

安次富 修君 広津 素子君

五月十一日

租税特別措置の整理及び合理化を推進するため

の適用実態調査及び正当性の検証等に関する法

律案(参議院提出、参法第二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣

提出第六五号)

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する

法律案(大野功統君外十一名提出、衆法第二一

号)

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の

一部を改正する法律案(大野功統君外十一名提

出、衆法第二二号)

租税特別措置の整理及び合理化を推進するため

の適用実態調査及び正当性の検証等に関する法

律案(参議院提出、参法第二号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、租税特別措置法の一部を改正する法
律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣

府大臣官房審議官梅溪健児君、大臣官房審議官湯

元健治君、財務省大臣官房総括審議官川北力君、

主計局次長真砂靖君、主計局次長木下康司君、主

税局長加藤治彦君、理財局長佐々木豊成君、国税

庁次長岡本佳郎君、中小企業庁事業環境部長横尾

英博君、国土交通省大臣官房審議官佐々木基君の

出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じます

が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○田中委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。鈴木克昌君。

○鈴木(克)委員 民主党の鈴木克昌でございます。

今回の議題になっております租税特別措置法の

一部改正について少し御質問させていただきます

い、このように思っております。その前に、補正

予算についてちよと大臣の基本的なお考えをお

聞かせただけなら、このように思っておるわけ

であります。

麻生総理は、今回の経済危機には三段ロケット

で臨むんだということで、特に三段目のいわゆる

二十一年度予算というのは、これが最大の景気対

策だ、こういうふうにと繰り返しておっしゃってみえ

ました。私も、何回となくそういつたお話を聞い

たわけでありまして。しかし、それから一カ月もた

たないうちに、過去に例のない超大型の補正予算

を今まさに出されているわけですね。

私は、麻生総理のおっしゃった三段ロケット論

というのは、ちよつと間違つておつたんじゃないかというふうに思ふんですね。ある意味では、二十一年度の予算は、これだけ大型の補正をすぐに出さなきゃならなかったという意味では、欠陥予算とまでは言えないまでも、私はやはり問題があったというふうに思ふんです。

そこで、大臣にとりわけ伺いたいのは、大臣は三月十日の時点で、参議院の予算委員会、「私の周りでは補正予算の話をしている人は一人もおりません。」こういうふうにおつしやつたわけですね。私は、小さな町ではありますけれども、実は予算を提出する側にいた立場の人間でありまして、そう簡単に補正予算が出せるものではないというふうに思っています。少なくとも、本予算が通つて一カ月もたないうちに補正を出して、しかも恐らく、通常でいえば、二十一年度予算を出しておる途中に補正の話を私見でやつてみたんだというふうに思ふんです。

大臣はそれはそんなことはないということをおつしやつたわけですが、その辺は、そのとき、三月十日の時点で何も話がなくて、これだけ的大型補正が出せた、このことは、やはり大臣のあの答弁、参議院の予算委員会での答弁が間違つてたのか、それとも、いわゆる今度出されておるこの補正予算が、そんな時間をかけずに、インスタントと言うと語弊があるかもしれないけれども、そういった形で急遽出された欠陥予算なのか、その辺をまず大臣から御答弁いただきたいと思ひます。

○与謝野国務大臣 まず先生に御理解いただきたいのは、当初予算を審議している最中に補正の話というのは、いわば国会でのタブーでございまして、補正の話をした途端に当初予算の審議自体がとまる、これが過去の例でございまして、その辺は、民主党もいずれ政権をとられるということとございまして、ぜひ御理解、お許しをいただきたいと思つております。

三月十日の時点で、私の周りで補正予算の話をしている者はいないというふうに答弁しました

が、そのとおりですが、私だけは補正予算が必要だと思つて、ひそかに準備しておりました。周りにはそういうことを言う人は一人もまだその時点ではおりませんで、実際は、二月の初めから徐々に準備をして、いわゆる賢いお金使い方は一体どういうものか、あるいは日本の社会が本当に必要としているものはどういうものか、こういうことは数人で勉強しておりましたけれども、いわゆる閣僚のレベルとか党の責任者のレベルで補正予算の話をしている者はおらなかったというのは真実でございまして。

二十一年度の当初予算が欠陥予算じゃないか、欠陥と言わないまでもそれに近いのではないかという先生の御指摘は、それは確かに、去年のシーリング、概算要求基準、十二月の予算編成、その時点で実はわからないことはたくさんあつて、十二月に予算編成した後には我々が知つたのは、去年の十月、十一月、十二月の日本のGDPの落ち込み、一二という数字を知つたときに、やはり二十一年度の補正予算を組まないと日本の経済が底割れをする可能性がある、そういう危機感を持つて実は補正を考えていたわけでございます。

ただ、三月十日の時点で、私の周りで補正予算などといった私のところに言ってくる人は一人もおらなかったというのは真実でございまして、ぜひ御信用をいただきたいと思ひます。

○鈴木(克)委員 タブーだと言われるとあれですが、国会での審議、これは、委員が質問をしたことに対してはやはりきちつと誠意を持って答えるというのが大臣の職務だというふうに私は思ひます。我々は、特にあの予算については、これで本当に大丈夫ですか、もっと大型な修正をすべきではないのかということをごんざん言いたしましたよね。だけれども、それはお認めにならなかったわけですよ。だから、そういう意味においては、私は、今の大臣の答弁をすんなりと受け入れるわけにはいかないというふうに思ひます。

それと同時に、では、いわゆる役人、財務省のところではやはり検討というのはされておつたん

じやないですか。それも全くなかつた、こういうふうに主張されますか。

○与謝野国務大臣 個別に、こういう事業はどうだろう、ああいう事業はどうだろう、そういう検討はもちろんしておりますが、補正予算をつくらうということをおのれなかつたという言葉を正直に申し上げているので、そこは御信用いただきたいと思ひます。

また、ただ民主党も、もう少し大型にしろうという御意見があつたので、そういう御意見にはちゃんと耳を澄ませて、静かにきちんと聞いておつたということも事実でございまして。

○鈴木(克)委員 何かきょうはいきなり目くらましに遭つたような、迷答弁というふうに私は位置づけさせてもらいたいんですが、いずれにしても、これを繰り返しておつても時間が参りますので、次に進ませていただきます。

今回の補正を見て、これはやはり総選挙目当ての予算だ、私はこのように思つております。二つ例を申し上げたいのですが、一つは、いわゆる子育ての応援特別手当です。これは二十一年度限り、一回の、しかも、三歳から五歳ですが、年齢制限があるということで、これがいわゆる子育て応援であるというふうに御主張されておるわけですが、私は全然違う、的外れだということに思つております。

それからもう一つは、例のエコポイントですね。家電普及事業ということなんですが、このエコポイントをもたえるのも二十一年度末までということなんです。期限限定ということでありまして、これについては、もう数日後、五月十五日からエコポイントを付与する、このように報道されておるわけでありまして、補正予算が成立していることがいまがエコポイントを付与するということ、私は、これは本当におかしい話だということに思つていまして、許しがたいということですね。

例えば、なぜ私がこういうことを言うかということ、二十一年度の二次補正のときに、財源法案が成

立するまですべての予算の執行を停止されていたんですよ。それと、今回のこのいわゆるエコポイントの問題と全く矛盾をするというふうに思ふんですね。なぜ五月十五日という形で見切り発車をしなきゃならぬのか、補正予算が成立してからも何も遅くないというふうに私は思ふんですが、その点は、大臣、いかがでしょうか。

○与謝野国務大臣 まず第一点の子育ての方は、民主党の方も同じような政策ですが、民主党の方は大分前がよくて月に二万六千円ですが、こっちの方は月三千円ですから、民主党に比べると大分控え目であることは間違いありません。

これは、一年限りとしましたのは二つ理由があります。一つは、これに確たる財源がないということが一つと、それからもう一つは、これをやるにしてもその理由が必要であつて、これはやはり経済が大不況に陥つていて、そういう中で国民全体の所得が落ちていて、特に子育て世代は大変であるということ、民主党には大分落ちますけれども、月三千円、年に三万六千円の手当を創設しようということをお願いしているわけです。

エコポイントは、五月十五日、まだ予算が成立していないのになぜそこでタイミングにやるのか、これは一つの重大な、重要なポイントだと私は思ひますが、もう一方では、エコポイント目当ての買い控えというのが起こるおそれがあつて、これは二階経済産業大臣の方でいろいろ技術的に検討して、五月十五日からならで、こういうことで、今作業を進めているところでござい

ます。

○鈴木(克)委員 子育てについては、我々とは全く考え方が違ふんですね。我々は、要するに本当に子供を産み育てていただける、そういう環境をつくっていく、そこで出生率を上げていくということ、我々は恒久的に月々お出しをするということなんです。今回の、先ほどの大臣の御答弁、可処分所得が減っているからそこを補てんするということだと、基本的に、いわゆる出生率を上げるという政策と可処分所得を補てんするという

ところとは全然違うということですから、むしろ、子育て応援特別手当という子育てという部分を変えて、家庭の応援手当というんなら、これはわからぬわけではありませぬけれども、言葉の使い方が間違っておるんじゃないかな、私はこういうふうに申し上げたいと思います。

それからもう一つ、フライングぎみというふうにおっしゃいました。明らかにこれはフライングですよ、正直言って。買い控えが起きるかもしれない、これは当然そういうことは考えられます。だとするならば、やはりこの制度自体が問題があったということではないでしょうか。間違った制度を導入しようとしたから、それをつじつまを合わせるために結局フライングをしなきゃいかぬ。フライングというのはやってはいけないということなんです。ということだと私は思います。

現実には、先ほども申し上げましたように、財源法案が成立するまで一切の予算の執行を停止した、それが過去の例であるわけですから、私は、このことはそういう簡単なことではなくて、もうちょっと重要なこととして受けていただかないといけないのではないかな、このように思っております。

○与謝野国務大臣 今の、エコポイントの家電普及事業は、目標とするところは、一つは地球温暖化対策であり、一つはやはり需要を喚起する景気対策であり、また、二〇一一年には地デジが完成しなければならぬ年ですので、地デジ普及促進策、こういう三つのことをあわせて行おうとしていることとございます。

特にこれは、地デジが特におくれておりますので、その意味でも非常に大事な政策であると思っております。

○鈴木克(委員) 要するに、地デジ対策がいけないということを書いてあるわけではなくて、フライングをしていく、こういうことが問題だということをおっしゃったわけでありまして、一応御指摘をしておきたいというふうに思います。

次に、租特の改正について伺いたいと思いますが、ある意味では今回の目玉、目玉というふうに言えるのかどうか、全く目玉ではないとは思っています。住宅取得のための時限的な贈与税の軽減措置、これについて少し伺いをしたいんですが、今までの百十万円を六十万円に引き上げようということとございます。これによって、五百万引き上げることによって、どの程度の経済効果が生まれるというふうに試算をしているのか。国交省は、五千四百億の経済効果がある、このように試算をされておるやに伺っておりますが、私はその根拠は何なのかということをお伺いしたいと思います。また、五百万になったこの引き上げの根拠もお示しをいただきたいというふうに思います。

あるエコノミストによれば、移転をしようと考えていた資産の移転はもう既に相当進んでおると。一方で、老後のために必要な資産は高齢者の手元に蓄積をされておまして、軽減額を引き上げたからといって、今後資産の移転がさらに進むとは考えにくい、大した効果が期待できない、こういうふうにあるエコノミストは言っておるわけがあります。

ちまたでも、普通の家庭の奥さんたちのお話を聞いておると、これはもう私たちには余り関係ないよね、しよせんお金持ちの話だよね、こういう話もあるわけでありまして、今申し上げたように、五千四百億の根拠、五百万の引き上げになった根拠、そしてこの政策自体をどのように考えてみるのか、国交省と財務省、両方から御答弁をいただきたいと思っております。

○佐々木(基)政府参考人 お答えいたします。住宅取得等資金の贈与に対します今回の非課税措置を設けることによりまして、いわゆる頭金のような必要な手持ち資金の用意ができるということになりますので、新たに住宅を取得したりあるいはリフォームを行ったりというようなことが考えられると思っております。また、もともと取得する予定であった住宅につきまして、床面積を拡大

したりとかあるいはもっと質のよいものにしようといった、住宅投資の拡大も期待できると考えております。

そうしたことから、今先生お話がありましたけれども、住宅投資につきましては年間約二千八百億円増加いたしまして、経済波及効果につきましては約五千四百億円ということと考えておるわけとございますが、この経済効果につきましては、過去に幾度か贈与税に係る制度改正がございまして、そういった制度改正の実績によりまして、今回の場合における住宅取得等資金の受贈者あるいは受贈額というものがどうなるかということをお伺いいたしまして、住宅投資額のモデルあるいは産業連関表というものを御用いしまして推計をしたところでございます。

○竹下副大臣 五百万とした根拠ということとでございますが、一つは、住宅金融支援機構のフラット35の利用者のデータというのを見てみますと、取得の際の頭金として準備されているのが五百万未満の階層が圧倒的に多いということ、五百万ということにすれば相当インセンティブ効果、水が流れやすいようにする効果があるのではないかと、おっしゃいましたように、お金がない人に関係ないんじゃないかという主婦のお話ということとでございますが、これは素直に我々も聞かなければならない一つの分野だと思っております。

経済の原則はお金があるところを動かすこと、政治の原則は苦しくても頑張っている厳しい人たちに手を差し伸べることで、そのことと、今これだけの経済危機である、いわばこの三つ、四つの方程式を解くかが、五百万、住宅、そして二年間の限定、これで経済効果があると我々は思っております。

○鈴木(克)委員 今御説明は伺ったわけでありまして、けれども、しかし、エコノミスト、経済学者は、そんなに効果は出ないだろう、こういう説もありますので、この辺のところを今後も私は注視していきたい。実際にこの政策がどれだけの効果を

生んでいくのかというのを見させていただきたい、このように思っております。

それから、次に進めさせていただきますけれども、貧困ということについて私は申し上げていきたいと思うんですが、データによりますと、日本はアメリカに続いて貧困率が高いということが出ております。

これは、小泉改革以降、市場原理主義を進めてきたわけでありまして、結局、格差の拡大、そしてまた格差の固定化が進んでいるというふうに言われているんですね。今言ったように、格差の拡大や固定化につながるような贈与税の軽減枠の拡大を時限的とはいえずやっていくということは、今言ったような国民世論に反するのではないかなというふうに私は思うんです。

今、金持ち優遇とか富裕層優遇という話に対して御答弁いただきましたが、私は、今回の贈与税の軽減措置の拡大については、本当のねらいはやはり選挙目当てではないのかなと。ちよつと私が見方がへそが曲がっているかどうかわかりませんが、どう見ても私はやはりこれは選挙目当てではないのかな、こんなふうにはかと思えないんですが、その辺について御答弁をいただけたらというふうに思います。

○与謝野国務大臣 我々は、国民の生活や日本の経済を考えていろいろな政策を国会で御審議いただいているのでありまして、選挙目当てなどということを考えたことは一度もありません。

○鈴木(克)委員 選挙目当てを考えたことはないと言いつたわけでありまして、私は、そんなことはないと言いつつおきたいというふうに思います。

次に、中小企業の交際費のこの減額措置についてお伺いをしていきたいというふうに思います。

今回、資本金一億円以下の企業の交際費の定額控除限度額を四百万円から六百万円に引き上げることになったわけでありまして、まずその理由をお聞かせいただきたい、あわせて根拠もお示しをい

ただきたいというふうに思います。そしてさらに、引き上げることによる経済効果をどの程度計算されておられるのかというふうにお伺いしておきたいと思うんです。また、引き上げることによって当然税収の減収があるわけですが、その減収の見込み額というのはどの程度なのか、お示しをいただきたいと思っています。

○竹下副大臣 お尋ねの交際費課税の軽減でございますが、中小企業が交際費の支出を拡大した場合の減税メリット、それを広げることによって、一つは、中小企業の活動がよりしやすくなる、そしてもう一つは、飲食業の皆さん方への波及、需要喚起ということをやりたいとしたものでございます。

現行の四百万円という定額控除限度額を六百万円まで引き上げることについていたしておりますが、これは、資本金五千万円以上一億円未満の中小企業に係る一社当たりの平均交際費支出額は約四百七十万円となっているが、今回の引き上げ措置によりこうした企業にも交際費を一定限度拡大するインセンティブを与えることができること、また、現行の五割増しというところがございますので、従来と比較しても大きな引き上げになると考えられること等を勘案いたしましたものでございます。

それから、減収見込み額でございますが、交際費課税の軽減措置による減収額は約二百億円程度と見込んでおります。

○横尾政府参考人 経済効果についてのお尋ねでございますので、私の方から答弁をさせていただきます。

中小企業につきましては、大企業と異なりまして、販売促進の手段が限られているということから、事業活動にとって交際費は大変不可欠なものと考えられます。売上高のいわばランクごとに一社当たりの交際費の支出額を参照しますと、大体、交際費の支出額と売上高には正の相関関係が見られます。したがって、中小企業の方には、企業活動を行いさらに営業基盤を拡大する、

あるいは新規の顧客を開拓するにはぜひ交際費の枠をふやしてほしいという声も聞いておりますので、今回の措置により、交際費の支出がふえて売り上げの増加につながるという期待をしております。

それから、今回の措置におきましてどの程度交際費の支出が拡大するかとありますが、これは個別の企業の状況にもよりますので一概には言えませんけれども、一定の前提のもとに試算をしますと、今御答弁ございましたけれども、資本金五千万円以上一億円未満の中小企業の平均交際費支出額は約四百七十万円でございます。言ってみれば、この四百七十万円を超える七十万円は全額自己負担になるわけですが、今回の軽減措置のもとで同じ自己負担でどれくらいふえるかというのを試算しますと、約三十九万円、つまり五百九十九万円の交際費になるという試算をしております。一社当たり三十九万円ということでございますけれども、これを資本金五千万円以上一億円未満で利益を上げて法人の数約三万一千五百社に掛けますと、マクロベースでは約百二十三億円の交際費支出の増加になるという試算結果になります。

それから、交際費の多くは飲食店で消費されるというふうに考えてございますが、これも、産業連関表を用いて分析をしますと、飲食店の売り上げが一増加しますと、産業全体で約〇・九三の派生需要が追加的に発生するという計算になってございます。

○鈴木(克)委員 基本的に、私は何もこれが全く効果がないということ言うつもりはありませんけれども、なぜこういう景気環境になってきているかというところは、やはり企業は交際費が使いたくても使えないんですね。だから、こうして控除を上げてやるから使ってくれるだろうということとかもしれませんけれども、私はこれは現実とやはりかなり乖離があるというふうに思っております。

もちろん、そういうところを一つ一つ目を当てて手を入れていくのが景気対策であるというのは

わからぬではありませんけれども、これよりもまだほかに優先をしないかなきやならない景気対策はたくさんあるんじゃないかな、そういう視点で私はこれの問題を指摘しておきたいというふうに思うわけでありまして。

もう一つ、私がよくわからないのは、例の損金不算入の割合一〇％を設けていますよね。定額控除の限度額があるのに、なぜその一〇％の損金不算入の割合を設けているかということなんです。確かに、交際費について、いろいろと沿革といえますが過去の経緯がありますね、これは私も承知しております。例えば、会社の役員や従業員が交際費を使つて接待をしたりというふうなことがや、また、取引先相手に、いわゆる過剰ということもあつたということばかりです。それによって企業の資本の蓄積が阻害されてきたということもわかるわけでありまして、しかし、私は、この一〇パーの損金不算入の割合を設けるということであるならば、限度額の方を調節すればそれで済む話じゃないのかな、このように思うわけでありまして。

この際、定額控除の限度額を引き上げるとともに、あわせて損金不算入割合をなくすることでより大きな効果が期待できるのではないかと、このように思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

まず、今回の改正の趣旨、先ほど中小企業庁からも御答弁申し上げましたが、中小企業による交際費支出の拡大へのインセンティブを与えるということでございますので、今回の趣旨からすると、四百万円を超えて交際費を支出した場合にメリットが受けられるという制度にするということとで今回の措置をとらせていただいております。

先生御指摘の、限度枠であっても一〇％の損金不算入としているということにつきましては、これは、限度内の支出であっても、交際費の支出に對しましては、やはり各企業が交際費支出の必要

性を精査するという見地からも一定の税負担を求めた方が適切ではないか。それから、やはり一般的に交際費の場合は飲食業の場合が多いものですから、接待する側の自家消費的な部分もどうしてもあるわけがございます。そうしたことも考慮に入れる。それから、これは諸外国の最近の動向と、もともとこの制度自体、諸外国でも一定の損金算入制限をしております、限度内であっても。それがさらに昨今においては強化される方向にございます。

こうした点も踏まれば、我が国の一〇％の損金不算入という制度の趣旨自体は維持されることが適当ではないかと考えております。

○鈴木(克)委員 諸外国とは若干事情が違うというふうには私は思います。これはばかり議論をする必要があるということを強く申し上げておきたいというふうに思います。

そこで、もう一度経済対策の話に戻っていきたいというふうに思うんですが、先ほど申し上げました、今回の補正予算はまさに異例づくめと申しましたように、さつき申し上げた提出の時期の早さというの私は異例であるというふうに思いますし、規模も、平成十年の八兆五千億をさらに上回る大変な額であります。私は、そういう中でいろいろと見ていくと、一体全体これは何なんだ、どう見ても非常にインスタントでつくった予算だというふうには思えてならないところがありますので、そのところをちょっと順番に御指摘をさせていただきます。

まず、公務員の天下り先の法人への支出、これが補正予算の全体の約二割に達しておるとのこととであります。具体的には、独法への支出が一兆五千六百十億円、公益法人への支出が一兆二千九百四十四億円、合わせて二兆八千五百五十四億円が公務員の天下り先法人への支出になっている、こういうことだというふうに思います。

こうした独法や公益法人には公務員のOBが、既に九百人を超える、九百六人というふう

れていますが、それだけが天下りしておるとい
ことでありますし、こういう状況から見ると、要
するに公務員OBの天下り先法人への予算支出
こういうふうにならざるを得ない補正予算で
はないのかなど。独法や公益法人へ支出をする
というのが景気対策になるのか、これは私はど
うしても理解のできないところであります。この
補正予算をこのままに認めたということになる
と、独法や公益法人から先の支出というのは、い
わゆるファミリー企業のようなところへずつと流
れていく危険性が私は多分にあるというふうに思
います。

いずれにしても、このお金の流れ、例え
ば、公益法人から先のファミリーにどういう形で
幾らぐらい流れていくのかというのをやはり一つ
一つ明らかにしていただく必要がある、私はこの
ように思うんですね。この場ですぐ明らかにする
ことが無理なら、財務大臣、ぜひひとつ徹底した
資料を提出していただきたい。このことを私はこ
の場で約束をしていただきたいと思います、どう
かがでしようか。

○与謝野国務大臣 先生の御質問をお伺いして
いますと、何か天下りの公務員のために予算をつ
くったというように、誤解をされておられるは
ずはないと思いますけれども、今回の補正予算の支
出先については、国家公務員の再就職者の在籍の
有無といったことは関係なく、あくまでも能
力、実績本位で選定を行っているものと承知をし
ております。

御指摘の公益法人向け支出については、去る四
月十日の政府・与党、経済対策閣僚合同会議にお
いて、官房長官から、真にやむを得ない場合には
時限的に公益法人向け支出を認めることとする
が、その支出については既存のものとは別途に管
理し、執行状況を公表する、残額があればそのま
ま国庫に返納させる、公益法人職員の人事費には
充てないとの条件のもとでのみ認める旨の御発言
があり、今回の補正予算において約二千九百八十
八億円の公益法人向け支出を計上いたしました。

また、独立行政法人向けの財政支出について
は、経済危機対策に盛り込まれた住宅ローンの円
滑な借り入れ支援や成長のかぎとなる環境・エネ
ルギー関連の革新的な研究開発等の各般の施策を
緊急かつ効率的に実施するため、今回の補正予算
においては合計一兆五千六百十二億円を計上した
ところでございます。なお、独立行政法人につい
ては、行革推進法に基づく総人件費改革等の取り
組みを着実に実施していく所存でございます。

信用保証協会の財務基盤の強化、これで七百億を
そこに入れるわけですから、不健全なものでは決
してございません。

うに思っておりますが、いかがでしようか。

○鈴木(克)委員 公表をしていく、そして、仮に
残余が出れば国庫に返納するというお話が今あり
ました。

それから、今、天下り先への補助金のばらまき
だ、このように申し上げたんですが、箱物の割合
が非常に大きいということも今回はつきりしまし
た。今回、十五兆円の補正予算のうち、財源の約
半分の七兆三千億円が、いわゆる建設国債の発行
によって賄われているわけです。建設国債は、御
承知のように公共事業、出資金等に充てられると
いうことになっておるわけですが、治山治
水などの本来の公共事業というのは一兆八千億し
かないんですね。これは全体の四分の一、二五％
にしかすぎないわけでありまして、ところが、そ
れ以外の建設費とされている箱物に二兆九千億、四
〇％が充てられておるわけでありまして、中小企業
等への貸し流し対策として日本政策金融公庫など
への出資金二兆八千億を上回った金額が、この箱
物建設に充当されておるわけですね。

もうちょっとこの建設国債について深掘りをし
たいんですが、建設国債というのは公共事業費、
出資金及び貸付金に充当するために、そのみに
発行が許されておる、これは財政法第四条、御案
内のとおりであります。しかし、今回の補正は、
今御指摘申し上げたようにその他の施設費という
ことで、四兆七千三百三十億円が盛り込まれてお
るということでありまして、出資金の二兆七千八
百八十億円が入っております、こういうことであり
ます。その最大が、金融対策費である日本政策金融
公庫への出資金ということなんですが、そもそ
も出資金というのは、補助金と違って、出資した
先にいわゆる出資金に見合う建物とか土地とか金
融資産などの一定の資産がなくてはならないとい
うのが最低限の前提になっているというふうに思
うわけでありまして。

○鈴木(克)委員 お役人の持っている能力を生か
してもらうということは、それは国家にとって大
事なことでありまして。しかし、私が申し上げたい
のは、何もそれは公益法人や独法でなくとも民間
で十分能力を発揮していただければいいわけであり
まして、その構図をやほりこの際直していいこう、
変えていいこうというのが今の国民の真に望んでい
るところだということに私は思うんですね。残念
ながら、その部分についてはちよつと私と大臣と
考え方が違うようでありまして、これはまたど
こかの機会で議論をさせていただきたい、このよ
うに思っています。

○鈴木(克)委員 今の流れは、私はそのままだ
いそうですかと言うわけにはいかないというふう
に思っております。

そういふ意味からいくと、今回の政策金融公庫
の資産として残らずに消えていく、消えてなくな
るような性格のものを政策金融公庫への出資金と
して支出するというのは、私は、本来、財政法の
もとからいってもおかしいのではないかと、このよ
うに思いますが、いかがでしようか。

○与謝野国務大臣 私天下りと言うことは余り
好きではないわけですが、これは人材リサイクルで
はないかと思っております。これは有能な人材
がそれぞれ場所を得てその持っている能力を発揮
するというのは、日本の社会にとつては大事なこ
とじゃないか、私はそのように思っております。

○与謝野国務大臣 それぞれ分けてお答えを申し
上げたいと思います。

まず、中小企業信用保証制度では、信用保証協会が行う中小企業向け信用保証事業のリスク補完を行うため、一つは、日本政策金融公庫が信用保証協会との間で包括保証保険契約を締結し、第二に、公庫は、保険料収入を得るかわりに、協会が保証した中小企業向けの貸し付けが返済困難となった場合には保険金を支払うこととなっており

ます。

株式会社日本政策金融公庫法に従い、国は、公庫が保険料収入により保険金支払いが賄えない場合に備え、公庫に対して資本準備金として出資を行い財務基盤の強化を図っており、公庫は剰余金がゼロを下回る場合には当該資本準備金を取り崩すこととしております。これは、信用保証制度においては、保険引き受けから保険金支払い、回収といった長期的収支均衡するものとして制度設計をしているため、損失が先行して発生する傾向があり、この損失をその発生時点のみにおける損失としてとらえて補てんすることは適切ではないことから、従来から出資金の形態をとっているものでございます。

○鈴木克彦委員 いずれにしても、先ほど申し上げましたように、政策金融公庫の資産として残らずに消えてなくなる性格のものを支出するというのは、私はやはりおかしいというふうに指摘をしておきたいと思っております。

時間がなくなりました。最後に基金のことも伺いをしたいというふうに思ったんですが、いずれにしても、異常に今回の補正予算は基金が多い。四十六というふうに聞いておるわけでありすが、これはやはり、政府は毎年度予算を編成し、国会の審議を受け議決を経なければならぬという予算の単年度主義の原則に私は反しているというふうに思うわけでありまして、この予算の単年度主義との関係というのを、この四十六の基金、異常な基金をつくられた、そのことについてはどのように理解をされておるのか、御説明いただきたいと思っております。

○与謝野国務大臣 予算は国会で御承認をいただ

かなければならないわけですが、債務負担行為についても国会の御承認をいただかなければならないということになっております。今回は、この補正予算で、多年度で使う基金そのものの御承認をお願いしているわけでございますから、仮に国会で御承認をいただければ、基金自体は憲法の規定に何ら違背するものではないと考えております。

○鈴木克彦委員 まだちょっと御質問したいことがあったわけですが、時間が参りました。以上で終わらせていただきます。

○田中委員長 次に、階猛君。

○階委員 民主党の階猛です。きょうもよろしくお願いいたします。

さて、お手元に資料が配られている途中かと思いますが、一番上の資料をまずごらんになっていただきたいと思いますけれども、「国及び地方の長期債務残高」という題目の資料でございます。これは、先日私が与謝野大臣との質疑の際に議論になった部分について、財務省の方から資料をつくっていただいて、出していたいたものでございます。これをごらんになっていただくと何がわかるかということなんですが、これは年度ごとの国、地方の債務、それからGDP比、あとGDPの実額も載っております。

これで見ますと、今世紀の初頭、すなわち二〇〇一年三月末の段階ではGDPは五百四兆円、表でいいますと一番下の項目になりますけれども、GDPは五百四兆円でした。今回、景気がどんどん悪化していく中で景気対策がなされる、それを加味したとしても、来年の三月には四百八十四兆円である。すなわち、今世紀の初頭から二〇一〇年の三月、大体十年間の間にGDPは二十兆マイナス、こういうことでございます。

一方、債務はどうか。国と地方の長期債務の合計を見ていただきますと、同じ期間、すなわち二〇〇一年三月末では六百四十六兆円でした。これが来年三月末には、御案内のとおり最近借金がどんどん膨らんでおりますので、八百十六兆になります。こちらは百七十兆ふえますということでございます。

いす。すなわち、GDPは二十兆のマイナス、長期債務は百七十兆のプラスということを前提にしてちよっとお聞きしたいんですが、まず、端的に言えば、二十世紀の最後の十年間、すなわち一九九〇年代、失われた十年という言葉がよく聞かれたわけでありまして、この二十一世紀初頭の十年、やはり振り返って結果的に見れば、これもまた失われた十年というふうに言わざるを得ないのかなどこの数字を見ると思うわけでございますが、大臣はその点についてどのようにお考えになりますでしょうか。

○与謝野国務大臣 これは二つの意見がありました。失われた十年と言う方もおられますし、イギリスの経済評論家なんかは、日本はよくやった、決して失われた十年の間にマイナス成長になつていない、これは驚くべきことだと言う人もいますし、これは失われた十年だと言う方もおられますが、私は、この十年間の間に日本は必要なるものをきちんと整理整頓したと。

例えば、過剰雇用、過剰借入れ、過剰設備、こういうものも一応の過剰を解消することができた、そのように思っておりますが、その過剰を解消する過程でいろいろな副作用、弊害も出てきたということも事実でございます。

その典型的な例というのは、いい側面は、やはり今回の世界的な経済危機に当たっても日本の金融システムは揺らいでいないし、不健全な金融機関も見当たらない、これは日本が持っている非常に大きな財産だと思っております。

ただ、過剰雇用などを解消する過程でやはり非正規雇用というようなものが生まれてきて、そういう方々に対する社会保障の制度などがやや不十分であった、ややというより全く不十分であったというふうなこともあって、これから正しなればならないものも相当あると思っておりますが、決して、ただ失われた十年ではなくて、その間、日本は随分学ぶこともできたし、またいろいろ準備することもできた十年ではないかと私は

思っております。

○階委員 ただ、客観的に見ると、結局二十一世紀初頭の十年もGDPが減っているということ、これは深刻に受けとめなくてはいけないというふうに思うわけです。

それで、前回の私の質疑の際大臣がおっしゃっていたことに、経済成長と歳出の削減で財政再建できるという見通しは甘かったんだということをおっしゃっております。これをそのまま受けとめますと、ちょうど小泉さんが総理大臣になられたのは、二十一世紀の初頭、二〇〇一年の四月のことでございます。それ以来の政府による経済、財政の運営方針については、これは誤っていたというふうに大臣はお考えなのか。もし、それで誤りだということであれば、これはだれがどのような責任をとればいいのか。逆に、正しいということであれば、その正しいと考える根拠は何か。この点についてお聞かせください。

○与謝野国務大臣 小泉さんの時代の経済運営が正しいものであったかどうかというのは、まだその判断をするのに早いだろうと思っております。いずれ、歴史的な評価は下されると思っております。

ただ、小泉さんの功績は、財政頼りの経済から卒業しよう、このことをしっかりとおっしゃったというの、日本の経済にいわば活を与えたという意味ではやはり正しい政策の方向ではなかったか、私はそういうふうに思っております。

○階委員 活を入れたということでございますけれども、その副作用で今逆に、むしろ財政出動がたくさん必要になっているということでございますから、これは活の入れ方にも程度の問題があるんだらうなという気はします。

財政再建は、前回、そういう経済成長と歳出削減だけではできなかったということで、結論的には財政再建に失敗しているわけでございますけれども、経済成長についても、先ほど申し上げたように失敗している。小泉さんが歳出削減で財政再建できると言っておきながら、歳出削減も、一時

し上げたとり、今年度は補正予算も含めてどん
どん歳出をふやしている、百兆円を超えるとい
う予算編成になっていることとでございます。
すなわち、財政再建に失敗したということだけ
ではなくて、経済成長にも歳出削減にも、この十
年を振り返ると失敗しているのではないかと
ふうに考えますけれども、その失敗についてだれ
がどのような責任をとるのだろうか、こういう疑
問があります。大臣のお考えをお聞かせくださ
い。

○与謝野国務大臣 骨太方針二〇〇六というのを
読んでいただきますと、骨太方針二〇〇六の中
には、歳出削減策、それからプライマリ・バラン
スの到達、大事なことが書いてあります。ただ、こ
の中には経済に対する弾力策項というのがきちん
と書いてありまして、異常な経済状況に陥った場
合にはやはり歳出削減一本やりではやれません、
またやっつけてはいけませんということ、骨太二
〇〇六にはきちんと書いてございます。

ただ、骨太方針二〇〇六を書いた一人として、
やはり成長率の見通しが高過ぎた、私はもっと低
いところを主張しましたけれども、でき上りは
高い成長率になっているというの少し現実離
れ、そのときもしていたと思いましたが、また、
実際に起きたこととすり合わせれば、ますます現
実離れしてしまったと思っております。

○階委員 それで、私が聞きたいのは、その現実
離れた目標を立てて、結局それが未達成に終
わってこういう状況になっているわけです。その
責任はだれがどのようにとるべきかというふう
にお考えでしょうか。

○与謝野国務大臣 これは、経済の見通しが高過
ぎたというのは、三％がいいか四％がいいかとい
う話、あるいは二％がいいか三％がいいかとい
う話で、若干の違いでございます。

最大の問題はやはり、日本の経済が非常に大き
な外需に依存していた、そこところのかじを切
れ切らなかった、またそこところに気がつかなか
ったというのは、担当者一人としては今非常

に残念に思っております。

○階委員 つまり、今大臣が率直に、誤りがあつ
たということを認められているわけです。そう
いったことをまず総括していただかないと、今景
気が悪くなったから景気対策だと言われてもなか
な納得できないわけです、今までの方針を変え
ているわけですから。その総括が足りないんじや
ないかなというふうには私は常々思っております。
少し論点を変えますけれども、先日七日の予算
委員会での質疑のお話でございます。自民党の園
田議員への答弁で与謝野大臣は、仮に将来消費税
の増税をお願いすることがある場合、これは年
金、医療、介護並びに少子化対策に全部使うとい
う御答弁でございました。借金の返済には充てな
いという理解でよろしいのでしょうか。仮にそう
であるとすれば、一連の今回の景気対策で膨ら
んだ借金はどのような方法で返済していくのか、そ
の具体的なやり方について御説明いただきたいと
思います。

○与謝野国務大臣 将来の消費税を上げる場合は
年金、医療、介護、少子化対策に使うということ
は、この財金委員会でも御審議いただいた税法の附
則に書かれていますことでございます。
今回の財政出動に関してどうするかという問題
ですが、税法の附則に書かれた中期プログラム、
これに関しましてやはり若干の書き直しが必要
だろうというふうにも今考えておりますし、政府・
与党合意の中でもそういうことが書かれておりま
す。

これをいつやるのかということですが、六月に
なりまして、骨太方針二〇〇九というのをきち
んとつくって世に問わなければならないわけでござ
います。そういう中で、昨年から起きました世
界的な経済状況の変化、日本の経済財政状況の変
化、あるいは今回の大変大きい補正予算のこと、
あるいはプライマリ・バランスが到達できるのか
できないのか、できない場合には何を財政再建目
標とするのか、フローの目標にするのかあるいは
ストックの目標にするのか、一連のことは六月の

骨太方針で全部まとめてお答えを出す予定にして
おります。

○階委員 私の質問には答えていないと思いま
す。

つまり、今の中期プログラムの文言では、先ほ
どおっしゃったとおり、年金、医療、介護並びに
少子化対策に使う、将来消費税を増税した場合、
そのお金をですね。ところが、これを改訂するとい
うことをおっしゃいました。改訂すれば、今
言った資金使途に加えて借金の返済というのも
入ってくるということをおっしゃったかったの
でしょうか。

○与謝野国務大臣 消費税を仮に将来上げるとい
うことがあった場合は、すべてその税法附則に
書いてあるとおりにするべきであって、行政の肥
大化や財政再建に使うべきでない、また使うべき
でないことは税法に書いてあるとおりでございま
す。

○階委員 つまり、その部分は中期プログラム
を改訂してもいいじゃないという理解でよろしいわ
けですやね。そこはいじらない。

となると、やはり先ほどの問いに戻って、そう
したら、今回借金が膨らんだものはどうやって返
していくんだらうという疑問があるわけです。何
をもつて返していくのか、具体的な方法を教えて
ください。

○与謝野国務大臣 それがお答えできれば大変
すっきりするんですけども、やはり二〇一一年
に税制の抜本改革をやりますときに、歳入歳出改
革を改めてきちんとやるということとございま
す。

我々が持っている借金というのは、さつと返せ
るようなものではありません。恐らく、この借金
を解消するためには何十年かかるはずですけれ
ども、それでもその第一歩を踏み出さなきゃいけ
ないということの中で中期プログラムをつくりまし
た、また中期プログラムを改訂いたしますし、骨
太方針もそういう気持ちを持って書かせていただ
きたいと思っております。

○階委員 いや、それだとやはり納得できないの
は、日ごろ大臣は、我々民主党の景気対策につ
いて財源論が幼いかおっしゃるわけですよ。今聞
いていると、借金はするけれどもその返済方法は
今の段階では具体的にはわからないということ
であれば、我々の財源論を批判する資格はないん
じゃないかと思うんですよ。そこはやはり、もし
我々の方を批判するんだしたら、その今の借金の
返し方を明確に説明してもらわないと、批判する
資格はないと思いますよ。

○与謝野国務大臣 我々は、ないものはない、し
たがって借金をします、これは非常に明確なん
です。

ところが、民主党のお話はややアラビア・マ
ジックのようなところがありまして、昔、私はパ
リでアラビア・マジックを見ましたら、何もな
いところに鉄製のふたをばんと置くわけです。カン
とたたくと、ぱつとやるとハトが出てくるとい
う、ちよど民主党みたいなマジックなわけで、
ないところから物が出てくるはずはないのでし
て、やはり民主党の財源論は、もう少し御説明
いただかないとだれも得心がいかない。そこをもう
ちよつと努力していただかないと、我々の理解の
到底及ぶところではない。これはちよつと、わ
かっていただかなきゃ困るわけです。

○階委員 済みません、それは聞き直りだと思
いますよ。ないものはないと言つて借金しますよ
と。でも、借金を返す当てがないというのだった
ら、その借金をどう返すのかということこそがマ
ジックじゃないですか。おかしいですよ。

○与謝野国務大臣 ないものをないと言つた方が
正直で罪深くない、ないものをあると言つた方が
罪深いと私は思っております。

○階委員 いや、それは……(発言する者あり)そ
うです。ないものはないんだしたら、使わないの
が筋でしょう。ないものをないと言つて返す当て
もない借金をするというのは、これは無責任だ
と思いますよ。これはおかしいですよ。もし、そ
ういう主張をされるんだしたら、我々の財源論も批

判しないでいただきたいというふうに思いますが、

次の、経済危機対策についての質問に移ります。

資料の二ページ目をごらんになってください。これは、皆様が目ごらんになっている、補正予算の概要という資金の入りと出の全体像を示したものでございます。

今回、国費の投入額は十五兆四千億、こういう数字でございます。ただ、子細に見ますと、政策投資銀行への出資というものがございまして、この出資を現金で分三千五百億は多分この十五兆四千億の一部に計上されているんだと思いますが、それ以外に交付国債による出資分一兆三千五百億、かなりの額でございます、それがあろうというふう聞いておりますけれども、なぜこの十五兆四千億の中にその一兆三千五百億を含めないというか、十五兆四千億にその一兆三千五百億は上乗せされないのか。この点について説明をお願いします。

○木下政府参考人 お答え申し上げます。

政策投資銀行に交付したします交付国債は、政策投資銀行が実施する危機対応業務が一定規模以上に達しまして、政投銀から償還請求が行われた場合に初めて国費の支出が行われるものでございます。したがって、政策投資銀行に交付国債が交付された段階においては国費の支出が行われるものではございませんので、経済危機対策における国費の規模十五・四兆円には含めなかったところでございます。

○随委員 予想どおりの答えなんです、なぜ私がこれを確認したかといいますと、今回、問題になっている基金があるわけです。四十六基金、四兆三千六百七十四億円。この基金については、将来発生するものです、将来必要ときに支出すればいいお金ですけれども、これについても、次年度以降まだ支出すると決まっていけない分については、なぜ交付国債で手当てしなかったのか。交付国債にすれば、今回の予算に計上する必要

もなく、借金をする必要もないと思うんですけれども、もし、それを今積み重ねていけないうことであれば、政策投資銀行への出資は交付国債にして、今回の基金については現金で数年度分をいきなり投じてしまう、これとの整合性はどうか、御答弁をお願いします。

○木下政府参考人 お答え申し上げます。

地方公共団体等が特定の事業への出資のために造成する委員御指摘の基金でございますが、その基金に対する補助金等の交付については、その事業規模は、必要額というものは明らかでございますけれども、事業が複数年度にわたりますので、各年度ごとの所要額というものをあらかじめ見込みがたく、弾力的な支出が必要になるという事情がございまして、事業の効率的かつ円滑な執行という観点から、そういう基金というやり方を活用しているところでございます。

他方、今回の政策投資銀行に対する交付国債は、危機対応業務の拡大に伴う資本金の増額の全体規模についても、具体的に、いつ、どの程度になるか事前に確定的に見込むことが難しいという点が違うわけでございまして、そういう中で、政策投資銀行の積極的な取り組みによる将来の危機対応業務の拡大に対応した増資の円滑な確保を現時点から担保する必要があるということ等から、今回交付することにしたものでございます。

いずれにせよ、基金造成の補助にしろ交付国債の交付にしろ、使用せず残額が生じた場合には、国に返還させるなど適正な執行に努めることとしておりまして、財政資金の効率的な使用に配慮したものであると考えております。

○随委員 全然効率的な使用じゃないですよ。

借金で賄うわけだから、借金してお金を調達して、それを基金として来年、再来年の分を積んでおくということ、それに利息が全部かかるわけですよ。それは全然資金の効率的な運用じゃないですよ。運用して、それで利息がどんどん入ってくるなら別ですよ。そんなリスクをとった運用なんかできるはずなんです。これは借金の利息

がどんどん発生するわけです。

何で交付国債にしないんですか。交付国債にして、必要なお金をお金を調達すればいいじゃないですか。それをちゃんと説明してください。

○木下政府参考人 基金造成の補助金につきましては、複数年における全体の事業規模はわかっているわけでございます。ただ、各年度の所要額をあらかじめ見込みがたいので、弾力的、円滑な執行を可能にするために基金を活用したものでございます。

したがって、そういう意味では、当年度にも相当程度支出が必要になるかもしれませんし、そこら辺、やはり基金という方法を活用したのはそういう事情によるものでございます。

○随委員 全然納得できません。

企業が数年間にわたって設備投資する場合に、例えば再来年これだけの設備投資をするという場合には、こしもう借金をするんですか。そんなことは財務的にはあり得ない話ですよ。先ほど効率的な運用なんっておっしゃっていますけれども、全くナンセンスだと思えます。そういう無駄なことが多くからほとんど借金が膨らむわけですよ。せっかく交付国債という仕組みもあるわけですから、そういうことを活用してなるべく借金は抑える、借金をする場合でも、本当に資金が必要ときに借金をすればいいじゃないですか。おかしいですよ。

大臣、ちょっとその点について何か御見解はありますでしょうか。

○与謝野国務大臣 建設国債や赤字国債、どかんと一遍に発行して資金をとるわけではありませんが、逐次市場の様子を見ながら出していくということをやっておりますし、これは市場の様子も見ますし、また資金繰りも見ながら当該年度の国債発行を順次行っていく、また短期、中期、長期、いろいろな国債もいろいろ組み合わせながらやっていくわけでございまして、何か、必要な予算額と同じ額の国債をいきなり冒頭で市場に出して、市場から資金をとる、そういうことをやっている

わけではございません。

○随委員 でも、基金は数年度分を一挙に積むわけでしょう。だから、その分の資金は早急に調達する必要がありますよね。それはそのとおりでよろしいですね。

○木下政府参考人 お答えいたします。

基金は、先ほど申しましたように、全体の事業規模がわかっております。したがって、複数年度にわたる国の支援を明確にして、全体としての財源をあらかじめ確保しておくことが施策の安定的、効果的な実施に資するというふうに考えております。

一方、交付国債については、先ほど申し上げましたように、資本金の増加が実際に幾ら必要になるか、全体の規模についても事前に確定的に見込みがたいということでございます。そしてまた、交付国債については、財政規律等の観点からも、従来より極めて例外的に、個別の根拠法に基づき発行することとしておりますので、やはり交付国債というのはあくまで例外的なものであるというふうにご覧いただいております。

○随委員 いや、借金を膨らませないための交付国債ということで、この交付国債で政策投資銀行に出資するというのは与党の議員立法だと思えます。先日、その提案者の方から民主党は説明を受けましたけれども、そのときに提案者の方は、多分この委員会の前の筆頭理事の大野先生だったと思いますが、こういう交付国債をすることによって財政の悪化を防げるんだということ、胸を張っておっしゃっていましたよ。

そういうことがあるわけですから、今の説明だと、交付国債はイレギュラーで、余り使うべきじゃないというのは、僕は余り納得がいけないというところを申し上げておきます。

それから、次の質問です。今回、十五兆四千億という予算の財源、財政投融资特別会計受入金が三兆一千億ということですが、けれども、これまでも何回か、この財政投融资特

別会計の金利変動準備金の取り崩しについて議論がされてきたわけです。既に来年度分まで取り崩しが決まっていたと思います。基礎年金の三分の一を二分の一に上げられない部分について、それを随うたに取り崩していこうということまで決まっていたかと思えます。今回また三兆一千億取り崩すわけでありまして、これによって、来年度分まで勘案しますと、取り崩しをした結果、準備金の残額は幾らになるかということ聞きたい。

それから、今回、七兆八千四百億円という財政投融資の追加も計画されているわけです。これを加味すれば、当然融資が膨らむわけですから金利変動準備金の所要額はふえると思います。それらを勘案して、本来必要な準備金の金額と、現実の取り崩しを進めていった結果の金額との差額は幾らになるのか、その点について教えてください。

○佐々木(豊)政府参考人 金利変動準備金の額についての御尋ねでございますが、財投の金利変動準備金につきましては、今回の財源確保法によりまして、二十一年度及び二十二年度の臨時的、特例的な措置として一般会計に繰り入れることができるというふうになっております。

二十一年度当初予算の編成時におきまして、二十一年度末の金利変動準備金の残高見込み額は六・五兆でございます。それで、今回提出しております二十一年度の補正におきまして、三・一兆円を一般会計に繰り入れるということにしておりますので、結果的に、二十一年度末における金利変動準備金は三・四兆円になるというふうに見込んでおります。

この三・四兆円につきまして、二十一年度末の財投の総資産額は、今回七・八兆円の追加をいたしておりますので、総資産は百八十九兆円になります。この百八十九兆円の準備率の上限の千分の五十を掛けますと、九・五兆円ということになります。先ほど申し上げましたように、二十一年度末の準備金は三・四兆円でございますので、差額は約六兆円ということになります。

○階委員 九・五兆と三・四兆の差額で、今年度末には六・一兆円不足が生じると。これは来年度になりますと、先ほど僕が申し上げましたとおり、また公的年金の部分でさらに取り崩しが既に予定されているわけです。それが多分二兆以上になるかと思えます。となってくると、今現在でも六・一兆の積み立て不足、さらに来年度になると八兆とか九兆ぐらいの積み立て不足になります。

この積み立て不足について、今後穴埋めしていくのかどうか、もし穴埋めしていくとすれば、その具体的な方法はどうかされるのか、これは大臣からお願いできますでしょうか。

○佐々木(豊)政府参考人 今般の措置によりまして、御指摘のように、金利変動準備金が準備率の上限を下回るということになりましたが、当面は、過去の比較的高い金利の貸付金残高から利益が生ずることが見込まれておりますので、これを金利変動準備金に積み立てることができるといふふうに考えております。

また、分母であります総資産につきまして、財投事業の一層の重点化、効率化を行いまして、将来、総資産の規模を極力抑制するというところによりまして必要額も圧縮していけると考えております。

○階委員 もう一度確認しておきますけれども、今年度末で金利変動準備金の積立残高は三・四兆円になって、来年度になるとそれが二兆円なり、もうちょっと引き落とされると一兆円台になってくるというところで、金利変動準備金というのは風前のともしびで、存在意義があるのかどうかというのも非常に疑わしいわけです。

我々というか、少なくとも私は、この場で何回も言っているんですが、金利変動準備金というのも、先ほどの交付国債の議論と同じようなもので、必要なときに資金を調達すればいいんじゃないか、わざわざ積んでおく必要があるのかどうかというのを問題意識として述べさせていただいております。

この点についても、もうほとんど存在意義がな

い、一兆ぐらい残していくぐらいであれば、これは将来必要になったときに用意すればいいということ、こういう埋蔵金みたいなものは積極的になくしていくという方向性の方が正しいんじゃないかと私は思います。大臣、もしお考えがあれば。

○与謝野国務大臣 少しでも残っていれば少しは安心ですけれども、使ってしまったとおっしゃるんです。使ったら使ってしまった。

○階委員 何か身もふたもないようなお話をされるので、ちょっとベースが狂っちゃうんですけれども、そういう斜に構えたようなお話しじゃなくて、やはりこれはまじめに、本当に、果たして積んでおく意味があるのか、準備金を置いておく意味があるのかというのをちゃんと考えていただきたいと思えます。

最後に景気対策の話をお願いします。この十年ぐらい、二十一世紀に入ってから経済の動きを見てみますと、企業業績にしてもマクロ経済にしても、余りに浮き沈みが急で、これが生活者の将来への不安を高めて消費を抑制しているというふうに思うわけです。そういう状況を踏まえると、単発的な臨時限的な経済危機対策というのは余り効果がないのではないかと、やはり恒久的な、景気対策というよりは生活安定対策、生活安定政策が必要なんじゃないかと、それが国民経済を安定的に成長させていく最善の方策ではないかというふうに思うわけです。

民主党はそういう立場に立っておりますけれども、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○与謝野国務大臣 日本の経済については、二〇〇二年以降、輸出や設備投資が牽引する形で息の長い景気回復が続いてまいりました。むしろ、浮き沈みは小さい方の時期であったわけです。しかしながら、世界的な金融危機と、それによりまして世界経済の減速の中で、外需が非常に落ち込んだことによりまして我が国の景気は急速な悪化が続いておりまして、厳しい状況にあると認識しております。

このような経済状況に対応するため、今般取りまとめた経済危機対策においては、一つは、景気の底割れを防ぐため、雇用対策や資金繰り対策を行っていること、二つ目は、未来の成長力強化につなげるため、低炭素革命や健康長寿社会構築に向けた施策を取り入れていくこと、第三は、国民の安心と活力を実現するため、地域活性化や社会保障、介護、子育て支援策などを盛り込んでおります。

こうして多年度を視野に入れ、私どもとしては、時宜を得たさまざまな施策を講じることにより民需主導の自律的回復を促進してまいりたいと考えております。

○階委員 あと残された時間もだんだん少なくなってきたので、法案の方の話に移りたいと思えます。

まず、住宅取得等のための金銭贈与に係る贈与税の時限的軽減措置というものについて、ちょっとお伺いしたいんです。

資料の三枚目はその制度の概要ですから省くとして、もう一枚めくっていただきますと、この制度を実施した場合の経済効果というのがあります。国土交通省が作成しておりますけれども、この制度、減税を実施した場合、減税というか非課税措置と言っておりますけれども、それを実施した場合の住宅投資の増加について、年間ベースで約一・二万戸ふえて、二千八百億円、年間投資が見込めますというふうなことが、この表の真ん中ぐらいに書いてあります。

思うんですけれども、もう一枚めくっていただきますと、今までの制度の中で、三千五百万という金額が相続時精算課税ということで、三千五百万までは税率が軽減されて、それで税制上の優遇が受けられた。これが三千五百万から四千万に膨らむわけでございますけれども、もともと三千五百万以下の贈与をしていた人が大半でございますので、三千五百万超の贈与をしていた方は、この資料五で見ますと全国で二百五十六人しかいなかった。ちょっと広げて、例えば三千二、三百万の人

も、この制度ができれば、今までは三千五百万以下にとどめていたものをもうちょっとふやそうということになるかもしれません。

そういったものも考えると、二百五十六人よりもうちょっと多くの方が、年間では、この改正された制度で贈与をしていくんだらうなと思うんですけれども、どんなに見積もっても、大体これが一万人も利用するとは到底思えないわけでして、甘目に見ても千人ぐらいかな、そうすると、住宅投資の増加も一千戸程度かなと。国土交通省が一万二千戸と言っているのは、いかにも過大じゃないかな、多過ぎるんじゃないかなと思うわけです。

この辺について、一万二千戸、あるいは金額ベースで二千八百億、この見積もりの相当性をどのように考えているのか、教えていただけますか。

○佐々木(基)政府参考人 お答えいたします。

住宅ローンを組んで住宅取得をされる方のいわゆる頭金でございまして、手持ち金の実態を見ますと、手持ち金五百万以下の方が約半数を占めているという状況でございます。今回の措置は、その必要な頭金といえますが手持ち金を確保できるものでございますので、一般の住宅取得等の促進の観点から見て非常に使い勝手のいい内容となっているのではないかと考えております。

こうしたことから、今回の措置によりまして、これまで相続時精算課税制度を利用されていた方々に加えまして、新たな資金贈与も多く発生すると考えています。いわば、すそ野が広がるのではないかとこのふうにも考えているわけでございます。

今回の推計におきましては、過去の贈与税に係ります制度改正の実績から、今回の措置が実施された場合におきます住宅取得等資金の受贈者数でございまして、あるいは受贈額というものを推計しているところでございまして、こうしたことから、今回の五百万円非課税措置の創設によりま

して、住宅取得等資金の受贈者につきまして、現在、相続時精算課税は年間四万人でございまして、けれども、これが五・七万人に増加いたしました。住宅投資につきましては二万二千戸相当の約二百八億円増加するという推計をしているところでございます。

○階委員 もう一つ、中小企業の実費課税の軽減についてという話に移ってまいります。

資料の六というのはこの制度の概要ですから、控除限度額が四百万が六百万にふえる、これはそういうものだということで、資料七を見ていただきます。平成年十九年度の会社標準調査なる資料によりますと、今現在、実費を四百万より多く支出しているところというのを見ますと、一番右のところに「平均支出実費」というところがございます。中小企業のところだけ見ますと、大体四百万を超えているところというのが、まず利益計上法人であるというのが一つ。その中でも、資本金が五千万円以上であるところ、かつ資本金が五千万円以上のところが四百万を超える実費を支出しているわけです。

その数というのが、法人数でいうと二万九千三百七十四。中小企業全体の数は何社あるかといえますと、この統計でいいますと二百六十九千社ぐらいいあるわけです。ということは、結局、四百万を上回るような実費を支出しているところというのは全体の一・三％程度なんです。この数字というのは平成十九年度のもので、これは景気がどんどん悪化していく中でさらに少なくなっているというふうにも当然考えられるわけです。

それらを加味すると、なぜ一部の中小企業しか恩恵を受けられないような今回の改正を行うのかというのが疑問です。その点について説明をお願いします。

〔委員長退席、山本(明)委員長代理着席〕
○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

今回の中小企業の実費課税の軽減措置につき

ましては、現下の経済情勢において需要不足に対応することが求められる中、実費の支出へのインセンティブを与えることで中小企業の営業活動の促進が期待でき得ることに加えて、実費の多くは飲食店で消費されると考えられることから、料飲業等の需要喚起にもつながることを考慮して改正を行ったものでございます。

御指摘のように、この政策、いろいろな経済対策の中の一つとして、政策総動員の環として行うわけでございまして、今申し上げた政策目的を達成するためには、実費支出を拡大する余力を有する中小企業がメリットを受ける仕組みとするということはやむを得ないことだと思っております。ぜひその趣旨を御理解いただきたいと思っております。

○階委員 一部のところだけが恩恵を受けるというのは、やはり社会的な公平感という観点から見るとどうかなという感じがするわけです。

それと、もう一つ、中小企業の経営基盤の強化という観点からすると、こういう実費によって時間とお金を使っちゃ、中小企業、飲み食いも、それはコミュニケーションの円滑化とかそういう意味では大事なかもしれないけれども、私は、中小企業にはむしろもっとと本業に進進して、今回の施策の中には研究開発税制の拡充ということも含まれているわけでございまして、どちらかというと、そっちの方に金を振り向けていただきたいと思うわけです。

そういう実費課税を減免するという措置と研究開発税制を拡充していくという措置、これは何か、両方やるというのが、どうも政策のスタンスがいまいちはっきりしないな、哲学がちよっとわからないなと思うわけです。

大臣としては、会社の資金が実費として社外流出することを促すような今回の改正について疑問は持たれないのかどうか、そのことをちよっとお聞かせください。

○与謝野国務大臣 これは中小企業に限った減税策でございまして、こういう減税策をとって

も、中小企業が自分たちの営業活動にその全額を使えるかどうかということすら疑問であると思えますけれども、やはり使えるようにしておくということもまた大事なことであり思っております。

当然、中小企業は、自分の事業のためにはいろいろな営業活動をしなくてはならないわけですから、その営業活動に対してある程度の自由度、税法上損金として取り扱う額を六百万にするというのは、私は、中小企業の方々にとっては一つの大事な、営業あるいは経営の範囲を拡大するために大事な手段の一つであると思っております。

ただ、これを全額使いこなせる中小企業がそうやたらとあるわけではないということも、一方では事実であると思っております。

○階委員 最後に、哲学だけちよっと聞かせていただきたいと思います。今回、今申し上げたとおり、実費課税を軽減するというものと、研究開発税制を拡充して研究開発投資を促すという両面をやっていますけれども、大臣は、日本の今後の中小企業の成長のための施策として、どっちを強化していくべきかというふうにお考えですか。これは、哲学としてやはりはっきりさせていただければと思います。

○与謝野国務大臣 多分、研究開発の方は、中小企業も入りますのでしようけれども、中堅企業あるいは大企業等も利用する税制であると思っております。

両方の税制をお願いしているのは、両方の税制とも、経済対策上極めて重要で、同じぐらい重要であると思っているからであります。

○階委員 景気対策ということとを離れてちよっと哲学をお聞きしたかったんですけれども、この点についてはまた次回以降ということにしまして、これで質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○山本(明)委員長代理 次は、和田隆志君。

○和田委員 民主党の和田隆志でございます。

与謝野大臣に御質問させていただきます。

ます。あえてかつての勤務先である上司にはずつと退席していただきましたが、今回の質疑では、大臣、私自身いろいろ仕事には携わらせていただきましたが、何度も補正予算を組む作業をさせていただいている中で自分でも納得のいかなかったところもございまして、そうしたところを政治の力でこれから先どのように変えていくのがいいのかという観点から、大臣のお考えをお聞きしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、本当に数々の補正予算が編成されてまいりました。そのときに、私自身、いろいろ作業をさせていただいてみて、また、もう大臣も御就任以来何度も国際会議にお出かけになっておられますけれども、日本の追加的な財政措置を講じていく過程が、外国から見ても、また最終的にその予算の裨益をこうむるはずの国民の皆様方から見ても、補正予算なるものの編成のタイミングと規模とが、どうも不十分ではないか、タイミングが遅いのではないか、こういった御感想をいただくことが多かったように思うわけでございます。

先ほど同僚委員の質疑を聞いておりまして、大臣の方から御答弁がございましたが、私たちはこの国会で予算の審議を大きな使命としているわけでございますが、本予算の審議にしましても補正予算の審議にしましても、本来私たちが考えなければいけないのは、そのときそのときの経済情勢にに応じて、一番ベストなタイミングでベストな規模の財政措置を講じることであることは間違いございません。しかし、先ほどの大臣の御答弁を聞いていますと、先般御質疑させていただいたときにも出てまいりましたが、長年、国対の経験もありの与謝野大臣の言葉として、一たん予算の審議に取り組んでいるときに、追加的な財政措置、ニアリーイコール補正予算だと思いますが、こういったものの発言をすること自体がタブーになっ

てしまっているというふうな御答弁がございました。

私、これは与野党ともに真摯に考え直すべき点です。あえてかつての勤務先である上司にはずつと退席していただきましたが、今回の質疑では、大臣、私自身いろいろ仕事には携わらせていただきましたが、何度も補正予算を組む作業をさせていただいている中で自分でも納得のいかなかったところもございまして、そうしたところを政治の力でこれから先どのように変えていくのがいいのかという観点から、大臣のお考えをお聞きしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、本当に数々の補正予算が編成されてまいりました。そのときに、私自身、いろいろ作業をさせていただいてみて、また、もう大臣も御就任以来何度も国際会議にお出かけになっておられますけれども、日本の追加的な財政措置を講じていく過程が、外国から見ても、また最終的にその予算の裨益をこうむるはずの国民の皆様方から見ても、補正予算なるものの編成のタイミングと規模とが、どうも不十分ではないか、タイミングが遅いのではないか、こういった御感想をいただくことが多かったように思うわけでございます。

先ほど同僚委員の質疑を聞いておりまして、大臣の方から御答弁がございましたが、私たちはこの国会で予算の審議を大きな使命としているわけでございますが、本予算の審議にしましても補正予算の審議にしましても、本来私たちが考えなければいけないのは、そのときそのときの経済情勢にに応じて、一番ベストなタイミングでベストな規模の財政措置を講じることであることは間違いございません。しかし、先ほどの大臣の御答弁を聞いていますと、先般御質疑させていただいたときにも出てまいりましたが、長年、国対の経験もありの与謝野大臣の言葉として、一たん予算の審議に取り組んでいるときに、追加的な財政措置、ニアリーイコール補正予算だと思いますが、こういったものの発言をすること自体がタブーになっ

てしまっているというふうな御答弁がございました。私、これは与野党ともに真摯に考え直すべき点です。

まず、この点において、大臣、先ほどはタブーとなつていふに御答弁なさいましたけれども、タブーのままでよろしいのかどうか、大臣のお考えをお聞かせいただければと思います。

○与謝野国務大臣 これは、事実の問題としてだめです。これは、事実の問題として、手を加えるというのことは、事実の問題としては難しいわけでございます。

ただし、先生が言われるように、昨今のような著しい経済変動があったときに、そういうご意見や方々でいいのかどうかという問題は当然残るわけでして、国会審議のあり方、政府の予算提案の権利あるいは国会での修正の可能性、これは実は長年議論をされていふんですけれども結論が出ていないことのひとつで、かつて予算が修正されたという例を私は見たことがない。本当にそれが正しいことなのかどうかというの、これから皆様方が解決しなきゃならない重要な問題の一つだと私は思います。

というのは、仮に、予算を審議している過程で野党から重要な提案があったといったときに、その提案と予算との関係は一体どうなるのか、そういうような問題は、実はずっと国会では未解決になつていふ。ですから、先生の御質問にお答えするとしたら、予算と各党の立場というのをどう折り合いつけるのか。今は、政府が一度提出しますと、与党もそれだけ担いでまっしぐらに走る。そういうあり方が今後の予算の審議のあり方として正しいのかどうかというのは、一度国会で議論をやはりきちんとしたていただく必要があるのではないかと、私は素直にそう思っております。

○和田委員 私もその一員でありたいというふう

に思っております。

私、まだまだ自分自身が不勉強でございますけれども、ぜひ委員各位にもお願いさせていただきます。けれども思ふんですが、外国で議会の予算審議がどのようなふうになっているか、お互いにもう少し研究してみることがあるんじゃないかというふうに思っています。

先ほど大臣の御答弁にもありましたとおり、これから先、今回のような急激な経済状況の変化に応じた財政対応というのは幾らでも要求される機会が訪れるんだと思います。世界での資金フローが一気に大規模に動く世の中になればなるほどでございます。そうしたときに、今のままでいいとはとても考えられないので、そうしたことをこういった国会の議論の場に、ぜひ胸を張って組上るのせていきたいというふうに思っているわけでございます。

そういう意味で、今大臣が諸外国との国際会議にお出かけになつてみられて、今の日本の財政運営の現状が、諸外国のこの急激な経済状況の変化に対応する財政措置の講じ方と比べて遅いとか、お感じになつていらつしやいませんか。

○与謝野国務大臣 意外に早い方だとむしろ思っております。

○和田委員 そうお感じになつていふのであれば、まだ私どもも諸外国におくれをとつていふというふうに引け目を感じなくてよろしいのではないかと思っております。

もう一つは、私自身がいろいろな過去の同僚、友人から聞きます声として、これは特に外国から多いのでございますが、日本の場合、本予算が成立して執行されている間に追加的な財政措置としての補正予算が検討されていくけれども、その規模というものが、大きく言えば、財政によって国民の皆様方に元気を、勇気を持っていたという意図において非常にシャビーなのではないかと、大

財政措置として必要だと思われるような規模をもう一歩上回つて、どんと安心を与えるような財政措置を組むべきではないかという御意見もあるようなんですが、この点については、財務大臣、今いかがお考えでしょうか。

（山本（明）委員長代理退席、委員長着席）
○与謝野国務大臣 主観的にはどんとやったつもりなんですけれども、それでも、大き過ぎるという方もおられるし小さ過ぎるという方もおられますが、これは実際のつくる過程では、一方では愚直に個別の項目をずっと積み上げていく、先生はよくその辺の事情は御存じだと思ふんですけれども、非常にまじめな作業をやつていったわけなんです。一方では、諮問会議の岩田先生と吉川先生がマクロ的な観点から計算してくださつた。

それからもう一方は、IMFや何かファイスカルスティミュラスという、大体二％ぐらいやたららどうか、こういうことを言つておられて、そういう三つのことをあわせ考えながらやつてまいりましたら、大体その三つの考え方が同じぐらいの幅のところに落ちついたということで、何かまず額を決めておいて予算を決めたわけでもありませんし、積み上げだけで決めたわけでもありませんし、国際的な要請だけを聞いて予算をつくつたわけでもない。別々にやつていて、くしくも大体同じところに落ちついた。

もう一方では、どうしても、我々としてはこの経済対策で何を指すか、私の気持ちの上では大きく言えば三つのことを目指していたわけです。

一つはやはり、欧米が悪い悪いと言われながらマイナス三とか四とかでどまつていふ。ところが、日本は六とか七マイナスになつちやう。これは何とか欧米の水準のところまでは戻したい。それから、どんな不況であつても、過去経験した最高の失業率を絶対に超えないようにしようということが一つ。それからもう一つは、ちゃんと事業はやつていふ、中小企業であれ中堅企業であれ、事業はやつていふんだけれども、資金繰りで倒産した、この資金繰り倒産だけは絶対避けよう。お

おむね三つのことがありました。

そのほかに、付録として、低炭素社会とか、あるいは将来の研究開発とか、医療とか介護の充実とかということはありませんけれども、大きく言えば、その最初の三つのことが我々が目指したことであると思っております。

○和田委員 今の大臣の御答弁は私としても大いに評価させていただければと思っております。

今おっしゃった三つの視点というんですとか、そういう追加的な財政措置が十五兆円程度ということになっているということにお聞きしておけばよろしいんだと思いました。

すると、今度はもう少し、規模とタイミングの問題を卒業しまして、その十五兆円がベストミックスになっているのかどうかという視点から御質問させていただければと思うんですが、今の御答弁、日本が最大のGDPの下げ幅を記録している中で、何とか欧米並みには戻していくようにということが視点としてとらえられているということでございますが、この戻していくための最大の要素は、今回何の部分にお金をつぎ込むことが最大の効果を上げるとお考えになつてこのミックスなんですか。

○与謝野国務大臣 実は一番簡単なのは、どかんとお金を使つて、何でもいから公共事業をやつてしまふというやり方なんですけれども、最初からそういう発想はやめよう、やはりどうせお金を使うんだつたら、将来花開く分野あるいは国民の便益の向上に直接つながるようなことに使おうと。公共事業ありきという考え方は全くなかった。ですから、むしろどの分野にお金を使えるのかといふことは、実は意外なことに、雇用対策、医療とか介護とか、あるいは太陽光とか、そういう今まで余り考えられなかったような分野にお金がかかるといふことがございます。

ベストミックスかどうかというところは最後までわからないと思うんですが、最初の考えからして、お金は使わなきゃいけない、財政出動

を通じて需要を創出しなきゃいけないけれども、みんなから無駄じゃないかとやり過ぎじゃないかと、そういうことは言われたくないな、そういう思いでつくつたのが実は今回の予算でございます。

ただ、これがベストミックスかどうかというのは自信を持つては答えできませんけれども、なるべく将来性とか、有効性とか、有用性とか、国民の生活に直接かわるものとか、そういう幾つかの視点でやつたことは間違いない。昔ながらに、どんと地方にほうり投げて公共事業をやろうとか、そういう安易な考え方はこの予算は一切つくつておりません。

○和田委員 過去の公共事業ありきの補正予算というところからは卒業したという御宣言のようにお聞きいたしました。

そうであれば、今ベストミックスかどうかの自信はないとおっしゃっておられました。この数字がどれだけの結果が証明するものでありまして、どの数字がどれだけの正しさを今言えるわけではないのよくわかります。民主党の政策との比較論でいえば、ベストミックスの点で、今の政府・与党の提案されているものと少し違ふものが我々の提案となつていふことだと思ひます。

そこで、大臣のおっしゃつておられた、今回編成された大きな視点として今三つ挙げておられた二つ目でしたけれども、失業率を過去の失業率より大きなものには絶対にしていないぞという決意を持つて取り組まれたということでございます。この御決意、我々としても大いに同じ路線を歩んでいきたいと思ひますけれども、そうおっしゃる割には、我々から見れば、この部分の政策規模が少し小さいのではないかと今感じている次第です。また大臣の御所見を述べていただければと思ひますが、少なくとも、今我々が外の世界で国民の皆様方がお感じになっておられる雰囲気をお伝えすれば、このようになるかと思ひます。この政府提案の補正予算、もしくは本予算とし

て成立、執行されておるもの、それらをあわせて考えてみても、今現在発生している失業者、もしくはこれから新規に発生する失業者、大臣の御答弁では過去の記録より上回ることはあり得ないように組んでいるはずだということでございますが、過去最高値、ちょっと私も覚えておりませんが、そこまで行くとしたときに、その失業者を全体としてカバーできるにはほど遠いという数字だと。恐らくその数字の關係については多分大臣もお認めになるんだと思ひますけれども、私どもからすれば、失業者が何万人も出ている状況、これから二十万人、三十万人とも言われますけれども、いずれの数字になるにせよ、今の我々が求められている景気対策の一番が、だれもが最低限働けるという世の中の実現ではなからうかという気がしているわけでございます。

大臣、これはちまたでいろいろ取材してまいりまして、国民の皆様方、もしくは企業の経営者の皆様方からもお聞きした御意見ですが、失業者の方々がこれから先ふえていくということが、日本の国の財政についても地方の財政についても、よく国民の皆様方も勉強していらつして、雇用の保険の枠組みでもうカバーし切れない、失業給付も期限が来れば切れる、そういった中で失業者がそのまま生活保護の受給者になつていくときには、そろそろ怖い財政負担が生じるのではないかと、こういうような心配、不安を持つていらつしやる国民の皆様方が多いように見受けられるんです。

今、大臣の御所見では、これだけの財政規模を講じてこれだけの雇用政策を發動することが、将来失業者としてそのまま残つていく方々が財政負担の大きい生活保護に移行することを考えて見ても、この規模でベストだと思われているのかどうか、この点について御答弁いただけますでしょうか。

○与謝野国務大臣 まず、すべての国民は働いて自分で稼いで自分の家族を養いたい、普通の方々は全員そう思つておられると思ひます。したが

まして、雇用機会をまず喪失させないようにするという意味で、雇用調整助成金、これは先生御存じのように、いわば国が賃金を肩がわりして払うということと同じでございます。これで恐らく雇用としては三百九十万人ぐらゐの雇用が社外に流出することを防げる効果があると思つております。そのほか、いろいろな景気対策、経済対策をやつていきますから、新規に雇用が創出できる数というのは四十万から五十万だろうと推定されております。

それからもう一つは、やはり一度失業された方をそのまま放置するのかわつたという問題です。ただ失業保険を上げておけばいいというものではない。失業をある分野でされた方が他の分野に行つて働くためには、一定の知識とか技能とか、そういうものが必要でございますから、それに対して知識や技能の訓練、これをやはり一種のスプリングボードとして次の局面に移つていただく、そういうための予算も相当つけております。

それから、失業されて住宅にあつたという間に困つてしまつた、社宅から立ち退きを求められた、そういうことに対しては相当な予算を使つておりまして、雇用対策としては一兆三千億、直接雇用対策としての資金が一兆三千億ぐらゐですから、過去最大の規模の雇用対策をお願いしているところでございます。

○和田委員 今大臣の御答弁なされた内容で、大臣のお考えとしては、日本の救うべき失業者の方々はきちんと救えるはずだといふふうにお聞きしましたが、その御理解でよろしいんですか。

○与謝野国務大臣 失業率はもう既に四・八%になつておりまして、過去最大の失業率は五・五%ですから、もうすき間は小さいわけです。すき間が小さいわけですから、ここが頑張りどころではないか、私はそう思つております。

○和田委員 お考えは受けとめました。地域に出まして実感として持つことを少し御報告しておきたいと思ひます。

今の対策そのものは私自身も評価させていただきたいと思いますが、ただ、それでもなお、特に若年者の方にこのままではまだ十分ではないのではないかと、先ほど大臣も関係部門にちよつと触れたように思いますが、今の若い世代の勤労者の方々は、どうも働く気はあるんだけれども、自分のやりたいことと提供される勤労の機会、分野といったものの間になんかのミスマッチが起きてしまっている。また、やりたい割にはまだ十分能力が備わっていないので、企業から見てもとても雇用するわけにはいかないということがかなり広く広がっているような気がいたします。

今大臣は、そういったものを解決するために職能訓練等についても予算をつけているというふうにおっしゃられておりましたが、私が実感しましたのは、職につく、つかない、ぎりぎりの二十歳、三十歳代の方々に対する手当てとしてそれがあるのはそれでよろしいんですが、もう少し手前から、まさに経済対策、景気対策であればこそだと、自分がどのような道に進むか、またどのような仕事をきちとやる気を持つてやるかといったことを国全体として仕向けていくような方向性を持った方がよろしいのではないかと、このように思っています。

具体的に言うと、高等教育機関における職業を持つための国としての全面的な支援といったことが、これから将来、考えていい分野ではないかというふうにも思っています。例えば、諸外国はいろいろ、勉強はまだ足りませんけれども、奨学金制度なるようなものをもつともつと実際の社会就労に寄せたような形で考えていくとか、そういったことはこれから将来考えていいのではないかと、思っています。

今私が申し上げたような、一般に社会人として職にあふれそうな方々の手当てという以外に、もう少し若い時期からそれらの手当てをすることも

本心に考えていい時期に差しかかったんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○与謝野国務大臣 私は、仰せのとおりだと思いますし、そのような方向で物事を判断していかなくやらない時期が来たと思います。

特に、例えば農業というような分野を考えますと、大変とうとい職業分野だと思わなければいけません。若い方は農業に対する就業意欲というのは非常に少ないように見受けられる。これはやはり大事な仕事であるし、働きたいもあるし、一定の収入も確保できる職業分野である、そういうように物を考えてやっていかなければならないと思っておりますし、どの職業であっても、それぞれの職業はとうといものである。

ただ、ここ二十年ぐらい世の中が浮ついて、何かぱつと、いろいろやればお金がどかんと入ってくるような浮ついた風潮が社会に流れてしまった。これは大変日本の社会にとってはマイナスなことだったと私は思っています。やはり地道に、物づくりとかサービスづくりとかそういう地道な分野でみんなが富をつくり出していくという、手ごたえ風潮にやや逆行するような風潮というのが、時期あつたということに私は今残念に思っております。

○和田委員 問題意識は共有していただいているようですので、これからぜひ御検討いただきたい分野でございます。

次に移りたいと思いますが、今回の補正予算の中身を決めた際に、いろいろと大臣の方でも諸外国で発動されている経済対策等を御勘案の上で、とはいえ、日本として日本の国情を勘案して編成されたものと思っておりますが、私自身少し、外国の実情を見ましたときに、外国では取り入れているのに日本で今回取り入れようとしていない部分があるかなというふうな感じを持った次第です。

これは、二十一年度本予算のときにいろいろ勘案したんだというふうに言われればそれまででございますが、例えば、実際にこの経済対策、景気

刺激効果という意味で最大のものを上げていくというふうに考えた際に、ちよつと言ひ方は悪いんですけども、今回盛り込まれている租特の項目というのはかなり細々としたようなイメージが私にはございまして、もつと国民の皆様方に元気を与える意味では、どかんとこの項目を項目としてもやるべきではないかというふうにも思っております。

諸外国では、今回の経済対策、例えば所得税の減税とかそれから消費税の一時期の減税だとか、そうしたものが行われているように伺っていますけれども、こういったことは大臣のお考えには入ってこなかったんではないかと、いかがでしょうか。

○与謝野国務大臣 実は、最初から全く考えつかなかった案でございます。もちろん、アメリカのオバマ政権の減税案は知っておりましたし、またイギリスで一時的に付加価値税を下げるということとはもちろん知っておりましたけれども、日本はそういうことをする余地はないと思っております。

○和田委員 今大臣のお考えは承りましたが、これは恐らく対立点だと思います。

今またに流れております御意見をお聞きしてみましても、本心に経済対策として短期間に早く景気を回復させるための措置として考えるならば、大臣は先ほど規模やタイミングとして引けをとつてはいないというようにことを御答弁なさつておられましたけれども、こういったものこそ、大きな玉を一つどんと入れることによって国民の皆様方に大きな波及効果と呼ぶべきではないかというのが私どもの意見でございます。こういったことを、ある程度考え方の違いを明らかにしながら審議するのが本来の国会審議のあり方ではないかと、このことから先は考え方の違いとしておいて、審議を進めたいと思います。

そうであれば、大臣の御提案になった補正予算の中身、これについて、幾つか国民の皆様方の御意見を聞いてまいりましたので、それに対して御

答弁いただければと思うんですが、まず、今回項目として考えられているのが、贈与税の軽減措置から参りましょう。

租特の各項目に入りますけれども、この贈与税の軽減措置、講じられて対象になる方は当然うれしいわけですが、なぜこれを、高齢者が持たれている大きな資産を若い世代に移転するのに住宅取得に、住宅取得等も入っておりますけれども、それらに使用を限定されたのかということが理解できない、これに納得がいかないという国民の皆様が結構いらつしやるのでございますが、これについてはいかがでしょうか。

○与謝野国務大臣 もうこれは先生に申し上げるまでもなく、日本の金融資産というのは千五百兆もある、こう言っているんですが、それを年齢別の分布にしますと、年齢階層の高い方に全部偏つてしまつていくので、何とか消費を盛んにするためには、年齢階層の高い方の持っている金融資産を年齢の低い方に上手に移そう、こういうことを最初相談していたわけです。

そのためにはやはり贈与税を相当拡充した方がいい、私は個人的にそう思っていましたし、党の方にもそういうことをお願いしたいということをお願いしたんですが、党の方の議論は、余り贈与税を緩めると金持ち優遇の批判にこたえられなくなつちゃうというので、五百万円が精いっぱい、しかも使途は住宅に限ると。これは党との議論でそういうことになってしまったんですけれども、私個人としては、高い年齢階層の貯蓄、これを若い方が使える、そういう状況をもう少しつくり出した方がいんじゃないか、これは私個人の考え方で、相当主張したんですけれども、党との議論で合意が得られなかったというのが正直なところでございます。

○和田委員 経緯は理解いたしました。今の大臣の御答弁の中で、私がお聞きしたかった部分が少し含まれていない部分がございます。

要するに、大臣はお金の額にしても使途にしても広目にやっていきただけで、党が

らそれは認めてもらえなかったという御答弁でございまして、認めてもらえなかったとはいえず、少なくとも合意された上で提案されたわけでございますので、今回高齢者から若い世代に資金を移転する際に、なぜ住宅というのに対してテーマを設定しなければいけないのかということが理解しかねるとおっしゃる方が多いのでございますが、ここはいかがでしようか。

○与謝野国務大臣 一つは、使ったという証明が容易に成り立つ。それから、確かに住宅を建てたという、消費に回った、需要を喚起した、そういう点があります。もう一つは、これはもう先生よく御存じなんですけれども、相続税というのを本当にみんなが払っているのかというと、百人の相続のケースで、実際に相続税を払っているのは、九十六人払っていない、百人のうち四人しか、四ケースしか払っていない。ですから、死亡時に相続で渡す税金がからなくて、生前に相手方が必要なときに贈与すると贈与税がかかるというのはおかしいじゃないかというのが我々の立場だったわけなんです。

これは党も相当、金持ち優遇批判が出てくるというところで気にして、一時期はこれを一切認めてくだらないというような議論にもなったんですけれども、やはり必要なんじゃないかということで、まあ、五百万円、住宅に限ってようやく認めていただいたというのが真相でございます。私どもとしては、もうちょっと幅広い消費に適用できるように贈与というのができないのかということに相当やっただんですが、なかなか合意を得られなかったということです。

○和田委員 そうであれば、ぜひ与党の議員の方々にもお考えいただければと思うんですが、実際に有権者の方々に聞きましておりまして、ときに出てきた御意見を御披露したいと思えます。

住宅を自分の子供が取得するだけの余裕は今ないわい、働くのがやっとなあり、家族みんなが食べにくいのがやっとなあり、その五百万円をお父

さんからいただいたところで、おうちを建てる余裕までは今とても考えられないわいというふうにおっしゃっておられました。

しかし、高齢者の方々から若い世代の方々に資金を移転するという政策目的は、この住宅以外に達成しておかしくないわけではございまして、その有権者の御提案だったんですけれども、ぜひ子や孫に将来立派な人間になってほしいというふうな思いから、教育費に投資させてほしい。将来の学資を出すのにこういったことを適用してもらえば、幾らでも出す気があるんだというようなこともおっしゃっておられたわけではございます。

私はこういった御意見を聞いてみて、今までの補正予算編成の中でどうしても箱物のイメージがありまして、何か明確な形の残る、箱物をつくるということによって政策の効果を及ぼせる、しかし、ソフト面において資産というんでしようか価値の移転を行いたいという方々の御要望が満たされないまま、ずっと予算編成が続いているというようなことをこの方の御意見から思ったわけではございます。

今の有権者の御意見をお聞きになられて、大臣、いかがお考えになりますでしょうか。

○与謝野国務大臣 私もそう言って頑張ったわけなんです。そうしましたら、教育だったら、年に百万の枠があるじゃないか、これで十分じゃないか、そういうことをさんざん言われて、これはあきらめたわけなんです。

もちろん、そういう御意見があつてしかるべきだと私は思っています、教育なら教育に関して贈与をする、これは私は正しいんじゃないかと思っております。今回もそういう主張をしました。したんですけれども、なかなか壁は厚かったということではございます。

○和田委員 大臣に負けていただいたくないです。政府を代表されているわけではございますので、与党を説得してでも、こういったお声にぜひおこたえいただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

時間も限られておりますが、もう一つ最後に、先般来何度も同僚委員の質疑に出ていただきましたけれども、もう一度質疑に取り上げさせていただきます。今回の中小企業に対する交際費課税を軽減するという措置についてでございます。

まず、大臣もいろいろと事務当局からお聞きになられた上で御決断されたことではあるかと思うんですが、何度もう出ておりますとおり、今の現状において、中小企業のそれぞれから交際費を出すほどの余裕がどれほどあるかということについては、先ほどは同僚委員が、どこから仕入れたのか平成十九年度の数字なんかの表を出されておりましたが、私は少なくとも自分の地域を回って見まして、各サイズの中小企業の経営者の方々は、今の時点ではとても交際費を出す余裕なんてないというふうにおっしゃっておられる方が大半でございました。

先ほど大臣は御答弁の中で、そうはいえ、用意しておくことが大事だというふうにおっしゃっておられました。交際費が出せる企業に対してよりインセンティブを働かせるためにこの措置は用意してあるというふうな御答弁だったかと思えます。

実際に補正予算の編成のことを考えていただきますと、この部分の項目を上げるということは、先ほど百数十億か何かそれぐらいの減税規模が想定されるというようなことを答弁されておられましたけれども、結局のところ、積み上げで、その規模が補正予算の中身として加えられていて、総額何兆円という中の一部分をなすわけではございません。そうすると、全体のお財布が、今回十五兆円というふうに大臣が設定されたわけではございますが、その部分の、余り大きくはないのかもわかりませんが、百数十億円の交際費課税軽減部分だけにはほかの部分に回すことはもうできなくなってしまうわけではございません。

そのときに、本大臣は、この景気の中で中小企業が交際費をこの措置によって喜んで使ってくれるというふうにお思いになっておられるか。

もしそうでなければ、何十億かちよつと忘れましたが、百数十億の数字を述べておられたような気がしますが、その部分は、設定しても使われずじまいで終わってしまうようなものであれば、ほかに振りかえるべきではないかと思ってお聞きするんですが、いかがでしようか。

○与謝野国務大臣 使っていただけ企業があるということをお前にこの税法をお願いしております。すべての中小企業がそれほど余裕があるというふうにはとても思っておりませんし、多くの企業がむしろ交際費を節減しながら営業活動をやっているのが今の実情であると思っております。

○和田委員 大臣がそのような御認識であるのであれば、また先ほど申し上げた論点に戻りますけれども、まさに今、日本の経済を立ち直らせるために最も力を入れなければいけないのは中小企業だと思っております。その中小企業に、交際費課税への軽減なるもので何と措置したから頑張つてよというメッセージを送るのは、余りにもせこましいという感じがいたしてなりません。

例えば、じゃ、思い切つてもう一段、中小企業の法人税を下げるというようなことをもし御決断いただければ、大いに中小企業の皆様方はよくやってくれたというふうにおっしゃるんだと思いますが、そこは、大臣のお立場からすると、これがざりざりの財政規模だというふうにおっしゃるのかわかりません。しかし、中小企業の皆様方の今のお声としてお届けする限りは、もう一段の措置をお望みになつていらっしゃると思いますが、それに対してはどのようにおこたえになりますでしょうか。

○与謝野国務大臣 既に二二の税率を一八に下げておりまして、多分、他の税制とのバランスにおいても、ざりざりのところまでもう既に下げているのではないかと思っております。

○和田委員 この部分はまた考え方の違いと言わざるを得ないように思います。

残り数分になりましたが、もう一つ、中小企業の皆様方からのお声でもあり、実は私自身も、携

わってまいりましたのでどうにかしたいというところでございますが、今回の補正予算の中にも、中小企業への金融対策等を盛り込まれておられます。私自身、携わってみて痛感したのでございますが、予算のときにこれだけの規模を設定して、中小企業に対する支援の決意のほどを政府としてお述べになっている割には、結果的に、一年たつて決算を組んでみると、出ていない場合が圧倒的に多い。

本当に反省を込めて申し上げるんですが、その決算の説明をするときに、いや、それはそもそもセーフティネットとして用意した枠だから、使われなかったら使われなかったでよかったじゃないかというような説明を繰り返してきたように思いますが、実際に今こちらの政治に身を置いてみて地域に出てみますと、中小企業の方々のお声としてそんな感じでは全くないというのが今の実感でございます。

何を申し上げたいかというと、今大臣がどれだけの力を入れて予算を設定したというふうにおっしゃられても、最終的に貸し出す機関の側の指導を徹底しなければ、国としてリスクをとりますという宣言をしなければ、この部分がうまくいかない。今まで実際にうまくいっていないように思うわけでございますが、大臣の御所見はいかがでしょう。

○与謝野国務大臣 例えば、信用保証制度が五十万社以上、十兆円を超えた信用保証枠の設定が行われていますから、用意された二十兆のうちの半分以上が既に使われているという現状でございます。

ただ、理解が進んでいませんのは、前は信用保証協会が保証するのは八〇%までだった。八〇%までで、金融機関が二〇のリスクを負ったということですが、今回は、国が九七負って、地元の信用保証協会が三というところで、金融機関のリスクはゼロになっている。これが周知徹底されていないということは非常に残念なことだと思いますので、こういう方面も努力をしてみたい

と思っております。

○和田委員 今の大臣の御答弁の、実際に設定した規模の半数以上がさばっていますという中身を、もう少しぜひ御検討いただければと思うんです。

私が実感として持っておりますのは、本来ならば、国は民間の金融機関よりも少し多目にリスクをとって、民間金融機関だったら貸さないところに貸していくというのがあるべき姿ではなからうかと思うんですが、どうも、半分以上はけたというふうな実額規模というのが、民間金融機関とは同列、もしくは、ごくまれなのかわかりませんが、民間金融機関が貸したくて貸したくてしょうがないぐらいのところ、政府系金融機関のポリシーームをどんと置いているというような例もたくさん見受けられるように思います。

そういったものが積み重なっているから、総額の半分以上ははけたという結果になっているように思うわけでございますが、これでは実際に国が果たすべき役割部分を果たしているとは言えないように感じながら、現在まで過剰しているわけでございます。最後に、こういったところについて、大臣がもう少し指導力を発揮していただきたいという思いを込めて御答弁いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○与謝野国務大臣 経済産業大臣とよく相談しながら、御要望にこたえていきたいと思っております。

○和田委員 時間が参りましたので、これにて終わります。

ありがとうございます。

○田中委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木憲昭委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

初めに、財政出動の規模の問題についてお聞きをしたいと思っております。

今回の国際的な経済危機のもとで、各国の財政出動の規模についてGDPの二%程度ということ、アメリカが主張し、日本もそのような主張をしてきたわけでありまして、結果として、補正予算案

は三%ということで、GDP五百兆円の三%ですから十五兆円という巨額なものになったわけですね。

ほかの主要国、例えばG7の財政出動、二〇〇九年度の規模はGDP比で幾らぐらいになっているか、まず数字を確認したいと思っております。

○眞砂政府参考人 お答えいたします。

IMFの提出された資料によりますと、裁量的財政支出でございますが、二〇〇九年でございますと、GDP比、アメリカが二・〇%、それからイギリスが一・四%、ドイツが一・六%、日本が二・四%というのがIMFの資料でございます。

○佐々木憲昭委員 これはかなり日本が突出をしているわけでありまして、その内容というのも、今までいろいろ議論してまいりましたが、かなり一時的にばらまきという形になっているわけですね。

G7のほかの国々では、一体この中身はどういうものであるか。規模は日本ほどではないんですけど、内容を見ますと、低所得者向け減税、あるいは高所得者の所得税は増税、これはアメリカの場合ですけれども、あるいは国際課税の強化、国際課税というのは、多国籍企業で海外に出ていっている企業の利益に対して今まで課税が不十分だったということで、オバマ政権のもとで課税強化ということが言われている。

それから、イギリスの場合は、先ほども少し議論がありましたが、付加価値税を時限的に引き下げる、あるいは所得税の課税最低限の引き上げ、それから高所得者の所得税の増税ですね。フランスの場合も、低所得者向け所得税減税。ドイツも、所得税の基礎控除の引き上げ、最低税率の引き下げ。

こういうふうには、全体としていいますと、国際的な税制上の措置というものは、国際的に広がっている大きな会社に対しては税逃れを許さない、課税を強化する、これはアメリカの場合ですね、そして低所得者に対しては減税を行い、高所得者に対しては増税を行う、こういう特徴があると

思いますけれども、いかがでしょうか。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

今先生の御指摘のように、主要国英米独仏の経済対策について、御指摘の低所得者向けのいわゆる所得税減税につきましては、多寡は異なるものの、それぞれの各国において行われていると承知しております。

ただ、それ以外の問題については、それぞれ各国の固有の経済財政状況に応じて、さまざまな税制上の措置が講じられているところでございます。

なお、英米独仏いずれの国におきましても、経済対策の關係上、景気回復後の財政再建に向けた方針が表明されておまして、先生御指摘の高所得者の増税等は、そうした一環として指摘がなされていると承知しております。

○佐々木憲昭委員 そういう特徴を持っているわけですが、例えばイギリスの場合、これは財務大臣にお聞きしますけれども、付加価値税、消費税の減税が昨年の十二月から行われているわけですね。この三カ月間の統計をとりますと、イギリスの民間調査機関の経済ビジネス調査センタ、CEBR、これが発表した数字ですけれども、総売り上げをふやすのにかなり役に立ったと。イギリス政府が行った昨年十二月一日から一五%にするということで、小売の売り上げは、十一月が前年同月比で一・六%増、減税後の十二月が一・六%増、一月が一・二%増、二月が一・三%増、それぞれ前年の年に比べて消費、売り上げが増加しているわけでございます。

これはEU全体としても、先日、五日の日に財務大臣会議というのが行われたようで、ここで付加価値税率引き下げ、これを各国の裁量とする指令を採択した、こういうふうには報道されているわけですね。

こうなっていくと、低所得者向けの減税とそれから消費税の減税、これは消費拡大にかなり大きな効果を及ぼしているというふうに思います

けれども、大臣はどのようにとらえておられるでしょうか。

○与謝野国務大臣 理論的にはそういうことだと思えますけれども、日本の場合、それが適用できるかどうかというのはまた別問題だと思っております。

○佐々木(憲)委員 実際上効果があつたというところでございますので、付加価値税の引き下げ、消費税の引き下げというのは。日本は違うと言いますけれども、私は、日本でも同じようにやるべきだという考えを持っております。ここは大臣と全く根本的に発想が違う点でございます。

今度の補正予算案についての評価ですけれども、これは国民の評価を見ましてもかなり厳しい世論調査が出ておまして、例えばNHKの四月十四日の世論調査によりますと、こういう十五兆円規模の予算については評価できないという方が五三%、評価できるというのが三九%でございます。それから、十兆円規模の国債を発行する、こういう景気対策についてはどうかということについては、これは朝日新聞の四月二十一日付ですけれども、評価しないというのが六〇%、評価するが三〇%なんです。

これは、大規模な予算を組んで、結局、最終的にはツケが回ってくるんじゃないかという国民の不安もこういう数字にあらわれているんじゃないかというふうに思いますが、大臣はどのようにこの調査の結果を受けとめておられますか。

○与謝野国務大臣 予算が執行され次第、少しずつ国民の御理解を得られるものと確信を私はしております。

○佐々木(憲)委員 では、具体的に減税措置の中身についてお聞きをしたいと思います。

まず数字を確認しますが、三つの減税措置がとられていますが、それぞれ幾らの減収を見込んでおられるでしょうか。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

中小企業の交際費課税の軽減措置につきまして約二百億円、研究開発税制の拡充措置につきま

しては約四百五十億円程度の減収を見込んでおります。

なお、住宅取得等のための時限的な贈与税の軽減措置につきましては、現行制度のもとでは、非課税枠を超えた住宅取得資金の贈与が生じているケースは少ないと考えるため、改正による増減収は僅少と考えております。

○佐々木(憲)委員 僅少というのはどのぐらいですか。

○加藤政府参考人 数字で申し上げれば、ほぼゼロに近いと思っております。

○佐々木(憲)委員 住宅取得のための時限的な贈与税の軽減というのはほとんど効果が無いということ等しいわけでございますが、では、中小企業と大手企業との比較でお聞きをしたいと思

大臣の認識をまず聞きますが、赤字の企業、これはかなり最近ふえております。黒字の企業がありますよね。どちらかといえば、赤字企業の方が経営は深刻である、困難であるということだと思

いますが、やはり企業に対する支援を考

え、一番困難な赤字企業に対してどう支援をするか、そこに着目をするというのが私は大事だと思

います。大臣、どうでしょうか。

○与謝野国務大臣 赤字企業に対する支援の恐らく最大のものは、私は金融だろうと思っております。税制も、やはり中小企業が黒字になっていなければきかない場合が非常に多いわけござい

ますので、黒字になったことを前提の減税というの

は実はきかない。一番きくのは、恐らく資金繰り対策だと思っております。

○佐々木(憲)委員 金融の面でいいますと、赤字企業に対する銀行の融資というのは極めて厳しいんですよ。しかも、二期、三期と連続の赤字が生まれると、もうこれは対象にならない。あるいは、貸しはがしの対象に逆になってしまふというよう

な、これは本当に大変な状況でありまして、

一番肝心の、今指摘された金融そのものがなかなか機能しないという事態になっている。

それでは、減税の効果といいますと、今おっしゃったように、税金を払っているから減税が生まれるわけですね。つまり、税金を払っているというところは黒字の企業である。今回の交際費課税の減税あるいは研究開発減税、これは赤字の企業には結局効果が及ばない、こういうことになり

ますね。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

今回の措置につきまして、たとえ赤字企業であっても、欠損金があるという形で、その欠損金の処理を繰り戻し還付や繰越控除の適用にするということが可能でございますので、赤字企業だから恩典が受けられないということではござい

せん。

また、研究開発税制の拡充につきましても繰り越しを拡大しておりますので、こうしたところでは赤字企業にもメリットを受ける可能性はあると

考えております。

○佐々木(憲)委員 確かに制度としては、繰り越して黒字が出たときに減税効果が出てくる、こういうふうになっておりますが、問題は、大手企業と中小企業に分けますと、実績からい

ましても、ほとんどが大手企業に集中しているという

が実態だろうと思

います。まず赤字企業でい

ますと、例えば資本金五千万円未満の中小企業、こ

れは六七・四%が赤字企業なんです。こ

うところでは、研究開発に投資をする、いわばそ

ういう余力がないということであり

ます。したがって、ほとんどが大手企業の場合、赤字企業の場合でも、一時的に赤字になった大手企業に対して効

果が及ぶ、こういうようなことにならざるを得な

いわけ

です。そこで具体的にお聞きしますけれども、例えば平成十九年度分で、連結法人も含めて資本金十億円以上の階層に実際に研究開発減税が及んだ部分

というものは、全体の何%がそこに集中している

か、お答えいただけますか。

○岡本政府参考人 お答えいたします。

ちよっと私どもが想定しておりました計算と違

うものですからあれなんですけれども、十九年度分、中小企業と大手企業ということで一応一億円で分けさせていただきますと、会社標準調査に基づきます研究開発減税の税額控除の適用額は、資本金一億円未満の法人については約百七十億円、連結法人を含む資本金一億円以上の法人が約六千九十九億円ということ、大半が一億円以上というふうになっております。

また、この中で特に十億円以上ということになりますと、一億円から十億円未満が二百七十億程度でございますので、やはり大半が今申し上げました十億円以上の法人が適用になっているということでございます。

○佐々木(憲)委員 ちよっと数字を事前に要請していなかったものですから計算が難しかったかと思

うんですが、私が計算しますと、十億円以上は

九三%、集中しているんです。一億円で区切りま

すと、もつと上の方が比率が高まりますからほぼ

九七%ぐらいになりますかね。ちよっと計算して

みないとわかりません。圧倒的に大手企業がこ

の恩恵を受けているわけ

です。

ですから、この実態を見ますと、中小企業にはほとんど回っていかないわけなんです。赤字企業の場合も、中小企業の場合は研究開発に投資する力がない。したがって、今回の措置は、この研究開発減税に限って見ますと、圧倒的に大手企業に対して減税が行われる、こういう結果にな

っているわけ

であります。

この何といいますか、アンバランスといいますか、今一番困っているのは小さな規模の企業であ

つて、しかも赤字が続いているようなところで

すね。

私、先日、浜松の下請企業を回りましてお話を聞きました。本当に今大変な状況なんです。水門がぱたんと落ちて水が一滴も流れなくなつた、そういう話をしておりました。なかなかこれは実感を伴った話だなど。発注がないというんですよ、親会社から。しかし、従業員を抱えている、二十人、三十人あるいは五十人。そういう従業員に

して、もう仕事がないから、あしたからはもうあなたは来なくていいよ、そういうわけにいかない。雇用調整助成金その他いろいろ使ってやっていけるけれども、非常に厳しい。

ですから、そういうところに対してどういう支援を行うのか。これはもちろん、税制以外の支援は若干あります。税制としては何ができるかですね。

大臣にお聞きしますけれども、赤字企業に減税の恩恵が行き渡るような措置というのは何かあるんじゃないかと思いますが、どうでしょう。

○加藤政府参考人 今回の措置ではございませんが、平成二十一年度税制改正におきまして、中小法人に限って欠損金の繰り戻し還付の適用停止措置を廃止いたしました。これによって繰り戻し還付が可能になるわけでございますので、これはまさに、赤字に陥った中小法人に対する配慮ということと言えると思います。

○佐々木(憲)委員 そういふのは今回は盛り込まれていないわけでありませうね。

私は、中小企業に減税の恩恵を行き渡らせるためには、やはり消費税の減税だと思っております。大臣は一番嫌う政策だと思いますが、私はこれが一番効果があると思っております。

消費税の減税でなぜ中小企業が助かるか、赤字企業が助かるか。それは、転嫁をできていない中小企業が約半分ぐらいあるわけです、経産省の以前の調査ですけれども。それは身銭を切っているわけですね。そういう状態を少しでも軽くできる。

それからもう一つは、免税点ですね。三千万から一千万に売り上げを引き下げました。その結果、今まで納税義務のなかった中小企業にだっと納税義務が課されたわけです。そのために、税金が転嫁できない企業が、負担し切れないということで廃業、倒産につながっている、そういう事例がたくさん出てまいりました。私もこの委員会で何度か取り上げました。

そういう状況を考えますと、やはり消費税の減

税ということ、消費者にとつて購買力をふやすというだけではなく、中小企業の経営を改善していくという点でも大きな意味がある。これは最初に申しましたように、ヨーロッパ、イギリスの事例も参考になると思いますけれども、私は、日本でもこれはやるべきだと思います。

そして、では財政赤字はどうするのか。その点については、減税し過ぎた大手企業に対して一定の負担を求める。多国籍企業の減税なども日本はやり過ぎております。アメリカも見直しているわけですから。そういうところのしつかりと財源を求めていく、そういう税制改革というのが必要だと思えますけれども、大臣はどのようにお考えでしょう。

○与謝野国務大臣 実は、先生が言われているお話は、消費税の転嫁力ではなくて、価格の転嫁力の話をされているんだらうと私は理解をしております。

それから、非課税業者をつくって、三千万とか五千万とかというお話ですけれども、消費税がスタートしたときの非課税業者というのは三千万だったんですが、非常に評判が悪くて皆さんにおしかりを受けて、今はたしか一千万になっております。

そういうことをもろもろ考えますと、税制で中小企業を助けるということに関しては限度があつて、実は根本は、その中小企業がどういふ分野でお仕事をやっておられるか、その分野が成長分野かどうか、あるいは、その分野が日本として競争力を保持できている分野かどうか、そういうものもろもろの条件にかかわっていることで、一時的な問題として御支援できるということがあつても、その中小企業が存続していくための根本的な問題というものを考えなければ、やはり物事は解決していかないんだらう、そのように私は感じております。

○佐々木(憲)委員 中小企業の競争力というふうにおっしゃいましたけれども、下請企業の場合には、大手企業、親会社との関係が大変重要なかぎ

になるわけでありまして、本当に経営が成り立つような単価が保証されるかどうか、そういう問題を考えますと、この間、日本の大手企業、特に日本経団連を構成している企業は、アジアを中心にどんだん外国に進出して子会社をつくり、そこで製造をやっております。アジアの生産のネットワークがつくられていく。そうすると、相手国の労働者、これは日本より六分の一、十分の一という低賃金ですね。それを利用するために進出するわけですから。そうすると、でか上がる製品というのには非常にコストが低い形でつくられてくる。それを日本に今度逆輸入する。

そうなりますと、日本の中小企業はその影響をもうに受けてくるわけです。そういう構造に、この二十年ぐらゐの間に大きく日本の構造は変わってしまったわけです。したがって、アジア並みの低単価、アジア並みの低賃金ということを経団連自身が日本国内に持ち込んで、これを押しつけてくるという傾向が非常に強くなるわけですね。

やはり、それに対して政治というのは何をすべきなのか。私は、大手企業のこういう行動、進出そのものをいきなりとめるなということは申しませんけれども、しかし、アジアに向けて出ている相手先の中小企業や低単価に合せて国内も下げなさい、下げなさいという圧力を加えることは、やはり規制しなきゃならぬと思っております。これは幾らでも無限に下げる作用になってきますので。

ですから、法制上も、例えば労働者、非正規雇用を守るためのそういう法制の整備が必要であらうし、中小企業についても、単価の決め方というのはなかなか難しいかもしれませんが、やはり生活できる、そういう単価はどうあるべきなのか、そういう最低限のところをやはり保証するような発想というものが無いと、内需が無限に縮小してしまう、そういうことだと私は思っております。

ですから、税制だけで何かができるということではないかもしれませんが、考え方として、そういう方向をしつかりと据えた日本の将来の展望と

いうものを考える必要があるのではないかと私は思っておりますけれども、最後に大臣の見解をお聞きしたいと思ひます。

○与謝野国務大臣 国内産業を保護する、その結果日本の国内の労働者も保護されるというのは実は保護主義的な動きで、なかなかWTO上難しい話であると思ひます。

私は、先ほど分野と申し上げましたのは、やはり日本が競争力を維持できる分野をどれだけふやせるか、どれだけ維持できるかということが日本の経済あるいは日本の働く方々のために必要なことであつて、やはり労働集約型の分野で賃金水準の安いところとまともな競争はできない、高付加価値の分野に全体日本の企業として、日本の企業社会として移動していくという努力がこれから積み重ねられなければならない、そのように思っております。

しかし、いづれにしても、大企業の下請いじめとか中小企業いじめというのは許してはならないことであつて、独禁法を初め下請支払い遅延防止法等、いろいろな中小企業、下請を守る法律がありますから、そういう法律の十分な運用を通じて中小企業の立場もきちんと守っていくという姿勢が政府には必要であると思っております。

○佐々木(憲)委員 もうこれで終わりますけれども、やはり内需を中心として日本経済の再建ということを考えていくとすれば、家計というのが日本のGDPの約六割近くあるわけですから、これをどのようにに拡大していくかということを考えない限りは将来はないと思ひます。

そういう意味で私は、労働者の労働条件の改善、賃金の引き上げ、そして負担の軽減、社会保障の充実、こういうものが大変重要であるというふうに思ひますので、最後のごく一部は若干共通の認識がありますけれども、どうも方角が違ふのではないかなというふうに思ひておまして、今後とも議論をしていきたいと思ひます。

○田中委員長 これにて本案に対する質疑は終局

いたしました。

○田中委員長 次に、いずれも大野功統君外十一名提出、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。提出者大野功統君。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○大野(功)議員

ただいま議題となりました議員提出法案二本につきまして、提出者を代表して、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。アメリカに端を発する昨年来の国際金融危機により、我が国においても、中小企業のみならず、中堅、大企業においても資金繰りに困難を来してきておりますけれども、日本では絶対に金融危機を起すことはならない、こういう政治家としての強い決意のもとに、与党において追加的な金融資本市場対策について十分な検討を行ってきた結果、これらの法案を議員立法として提出することとした次第でございます。

まず、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、日本政策投資銀行の財務基盤の強化であります。政府による同行への追加出資を平成二十四年三月末まで、すなわち、現時点からおおむね三年間可能としております。出資については、交付国債の交付によることも可能といたしております。

第二に、政府保有の同行株式の全部を処分する

時期について、平成二十年十月一日からおおむね五年後から七年後を目途としてという現行法の規定を変更して、平成二十四年四月からおおむね五年後から七年後を目途として株式を全部処分するものとするということとしております。

第三に、政府は、平成二十三年度末を目途として、危機対応業務のあり方や株式の全部を処分する時期について検討を行う趣旨の規定を設けております。

次に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

銀行等保有株式取得機構による株式買い取りにつきましては、先般、議員提案の法律改正案を提出し、衆参両院で御審議をいただき、可決成立し、本年三月より既に施行されているところであります。この機会に改めて厚く御礼を申し上げます。

先般の法改正の際に貴重な御意見を多数いただいたところでありますが、特に、参議院の財政金融委員会における御審議の際、金融システムの脆弱化や動揺を軽減するための資産の買い取り等について検討を行う旨の附帯決議がなされました。このような附帯決議をも踏まえ、銀行等が保有する有価証券の価値下落がその健全性に影響を与え、過度の信用収縮につながることを防止する観点から、銀行等保有株式取得機構のさらなる機能強化を図るために、本法律案を提出することとした次第でございます。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

本法律案では、銀行等保有株式取得機構による買い取りに関し、銀行等の保有するETF、J-REIT、優先株式及び優先出資証券並びに事業法人の保有する銀行等が発行した優先株式及び優先出資証券を買い取り対象に加えることとしていたしております。

以上が、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案及び銀行等の株式等の保有の制限

等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

昨今の厳しい経済情勢や金融市場の動向にかんがみまして、このようなことは絶対ないと信じておりますけれども、与野党対決の目線ではなくて、このような事態は絶対克服していくんだ、こういう同じ方向を向いた目線で御議論いただければ大変ありがたいと存する次第でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、与党提出の議員立法といたしましては、ただいま申し上げました二つの法律案以外にももう一本ございます。資本市場危機への対応のための臨時特例措置法案でございます。この法案につきましては、ぜひとも速やかに御審議にお入りくだされいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○田中委員長

これにて趣旨の説明は終わりました。

○田中委員長 次に、参議院提出、租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。参議院議員直嶋正行君。

租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○直嶋参議院議員 私は、発議者を代表いたしまして、ただいま議題となりました租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案につきまして、

提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。そもそも租税特別措置とは、基本的に特定の対象者の負担を軽減することで、特定の政策目的の実現に向けて経済社会を誘導するものです。また、税金として納付されるはずの資金が納付されなくなるといふ点で、財政資金を使用していることと同様であります。つまり、租税特別措置は、実質的には補助金と同様のものであると言えます。

よって、租税特別措置の新設、継続に当たっては、対象者が明確であること、効果や必要性が明白であることなど、透明性の確保を通じて国民の納得が得られることが大前提であります。

このため、民主党は、その実態を明らかにすべく、一昨年から、租税特別措置の延長、新設を要求している関係各省庁から具体的な資料の提出を求め、ヒアリングを行ってきたところであります。その結果、関係各省庁は、租税特別措置の減税額試算を適正に行っていない、利用実態を把握していない、政策評価を適正に行っていない、補助金等の予算措置との関係が整理できていないなどの問題点が明白となりました。しかも、だれがどの程度利用しているのか、どの企業がどのような恩恵を受けているのか、所管する財務省ですら全くわかっていない現状にあります。にもかかわらず、租税特別措置の中には、長期にわたって存続しているものが数多くあり、また、適用実績や金額が極端に少ないにもかかわらず、延長要望が出ているものが多数見受けられます。

この結果を受け、民主党は、租税特別措置について、その適用実態を明らかにする仕組みを整備し、各措置について、既に役割が終わったものか、引き続き継続すべきものかなどを国会で具体的に検証し、その整理合理化を推進し、もって納税者が納得できる公平で透明性の高い税制を確立するため、本法律案を提出した次第であります。

以下、法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、租税特別措置に関し、基本理念、国の責務等、適用実態調査及び正当性の検証等につい

て定め、整理合理化を推進し、もって公平、透明、納得の税制の確立に寄与することを目的としております。なお、正当性の検証とは、租税特別措置の適用実態を基礎として、租税特別措置について、相当性、有効性、公平性といった正当性に関する事項を確認するということをいうものとしております。

第二に、租税特別措置は、絶えず見直しが行われるものとし、かつ、その見直しは、その適用実態が明らかにされ、正当性の検証が実施をされることにより行われるものとしております。また、租税特別措置の新設、変更についても、できる限り合理的な推計が行われ、正当性について十分に検討された上で行われるものとしております。

第三に、国は、租税特別措置の整理合理化を推進する責務を有するとともに、納税者は、適用実態調査に協力しなければならないものとしております。

第四に、財務大臣は、租税特別措置ごとに、納税者に増減額明細書の添付を求める等の方法により、適用実態調査を行い、毎会計年度終了後七月以内に、正当性に関する事項について財務大臣の意見をつけて、報告書を国会に提出しなければならないものとしております。

第五に、財務大臣は、適用実態調査の結果を踏まえ、租税特別措置ごとに、行政機関の長から正当性に関する事項についての意見を聞き、租税特別措置の整理合理化について検討を行い、必要な措置を講ずるものとしております。

第六に、会計検査院は、毎年、租税特別措置の実施状況に関する検査を行い、その検査方針、検査結果、所見等を国会に提出される検査報告書に掲載するものとしております。

第七に、行政機関は、租税特別措置に係る政策について事後評価を継続的にを行い、その際には、租税特別措置の正当性の検証が行われなければならないものとしております。この正当性の検証の結果は、国会に提出される報告書に記載しなければならないものとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「次条」を「附則第三条」に、「前条第三号に定める日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条の次に次の五条を加える。

（政府の出資）

第二条の二 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

（国債の交付）

第二条の三 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務以下「危機対応業務」という。）を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、国債を発行することができる。

2 政府は、前項の規定により、予算で定める金額の範囲内において、国債を発行し、これを会社に交付するものとする。

3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（国債の償還等）

第二条の四 会社は、その行う危機対応業務（平成二十四年三月三十一日までに行うものに限る。）に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。

2 政府は、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一部につき会社から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

3 前項の規定による償還があった場合には、会社の資本金の額は、当該償還の直前の資本金の額と当該償還の額の合計額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における会社法第四百四十五条第一項の規定の適用については、同項中「場合」とあるのは、「場合及び株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の四第三項の規定の適用がある場合」とする。

5 前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（国債の返還等）

第二条の五 会社は、平成二十四年七月一日において、附則第二条の三第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、附則第二条の三

第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（登録免許税の課税の特例）

第二条の六 附則第二条の二の規定による出資があった場合又は附則第二条の四第二項の規定による償還があった場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、財務省令で定めるところにより登記を受けるものにより限り、登録免許税を課さない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、平成二十三年度末を目途として、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）に対する出資の状況、同法附則第二条の四第二項の規定に基づく国債の償還の状況、会社による危機対応業務株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による危機対応業務の在り方及び政府の保有する会社の株式の全部を処分する時期について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正）

第三条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項の措置」を「平成二十四年四月一日から起算して」に改める。

（調整規定）

第四条 この法律の施行の日が中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改

正する法律(平成二十一年法律第九号。次項において「商中法等改正法」という。)の施行の日以前となる場合には、同日の前日までの間における前条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第六条第二項の規定の適用については、同項中「及び」とあるのは、「」に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前項の措置のおおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとし」とする。

2 この法律の施行の日が商中法等改正法の施行の日後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

(政令への委任)
第五条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

株式会社日本政策投資銀行が危機対応業務を行う上でその財務内容の健全性を確保するため、平成二十四年三月三十一日までの間の政府による出資及び同日までの間の危機対応業務に係る政府からの国債の交付等について定め、あわせて政府保有株式の全部を処分する時期の変更等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に伴い、平成二十一年度において、政府が出資することができる金額の限度は三千五百億円、政府が発行することができる国債の金額の限度は一兆三千五百億円となる見込みである。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律

(平成十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「その制限の実施に伴う銀行等による株式を」銀行等による対象株式等に改める。

第五条中「銀行等による株式等の保有の制限の実施に伴う銀行等によるその保有する株式を」銀行等による対象株式等に、「株式の価格を」対象株式等の価格に、「株式の買取りを」対象株式等の買取りに、「株式の処分等」を「対象株式等の処分等」に改める。

第十九条第二項第二号中「同じ。」の下に、「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第四項に規定する証券投資信託の受益権(以下この章において単に「受益権」という。)及び同条第十四項に規定する投資口(以下この章において単に「投資口」という。)を加える。

第三十四条第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 会員の保有する受益権の買取り並びに当該買取った受益権の管理及び処分

五 会員の保有する投資口の買取り並びに当該買取った投資口の管理及び処分

第三十四条第二項中「株式に」を「株式、同項第四号に規定する会員の保有する受益権又は同項第五号に規定する会員の保有する投資口に」、「株式を」を「対象株式等(株式、受益権又は投資口をいう。以下同じ。)を」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項第三号に規定する会員が発行する株式には、専ら当該会員の自己資本の充実に目的として当該会員の子会社(当該会員がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。)その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式(当該会員の総株主の議決権の過半数を一の株式会社保有している場合においては、当該一の株式会社の子会社(当該一の株式会社がその総株主の議決権

の過半数を保有する他の会社をいう。)その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式を含む。)を含むものとする。

第三十六条第一項中「関する事項」の下に、「受益権の買取り、管理及び処分に関する事項並びに投資口の買取り、管理及び処分に関する事項」を加える。

第三十八条第三項を次のように改める。

3 特別株式買取りは、当該特別株式買取りの申込みに係る株式が次の各号のいずれかに掲げる株式であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

一 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式

二 優先株式(剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有する株式をいう。以下同じ。)であつて、当該優先株式を発行した会社に対し、平成三十四年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに当該優先株式と引換えに当該会社が発行する前号に掲げる株式の交付を請求することができるもの(同号に掲げるものを除く。)

三 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社(第一号に掲げる株式を発行している会社に限定)が、一定の事由が生じたことを条件として当該優先株式を平成三十四年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに取得することができるもの(当該優先株式と引換えに当該優先株式の発行価格以上の金銭が交付されるものに限り、第一号に掲げるものを除く。)

四 前三号に掲げる株式に準ずるものとして内閣府令・財務省令で定める株式

第三十八条の二第三項を次のように改める。
3 発行会社株式買取りは、当該発行会社株式買取りの申込みに係る株式が次の各号のいずれか

に掲げる株式であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

一 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式

二 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社に対し、平成三十四年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに当該優先株式と引換えに当該会社が発行する前号に掲げる株式の交付を請求することができるもの(同号に掲げるものを除く。)

三 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社(第一号に掲げる株式を発行している会社に限定)が、一定の事由が生じたことを条件として当該優先株式を平成三十四年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに取得することができるもの(当該優先株式と引換えに当該優先株式の発行価格以上の金銭が交付されるものに限り、第一号に掲げるものを除く。)

四 前三号に掲げる株式に準ずるものとして内閣府令・財務省令で定める株式

5 第一項に規定する会員が発行する株式には、専ら当該会員の自己資本の充実に目的として当該会員の子会社(当該会員がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。)その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式(当該会員の総株主の議決権の過半数を一の株式会社保有している場合においては、当該一の株式会社の子会社(当該一の株式会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。)その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式を含む。)を含むものとする。

5 第一項に規定する発行会社が発行する株式には、専ら当該発行会社の自己資本の充実に目的

として当該発行会社の子会社(当該発行会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。)その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式(当該発行会社の総株主の議決権の過半数を一の株式会社が保有している場合においては、当該一の株式会社の子会社(当該一の株式会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。)その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式を含む。)を含むものとする。

第三十八条の四の次に次の二条を加える。

(公員からの受益権の買取り)

第三十八条の五 第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取りは、平成二十四年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。

2 機構は、第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取りを行うときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、買取期間を定め、内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

3 第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取りは、当該受益権の買取りの申込みに係る受益権が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている受益権であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

4 機構は、第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取りをしたときは、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、その買取りに係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(公員からの投資口の買取り)

第三十八条の六 第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取りは、平成二十四年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。

2 機構は、第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取りを行うときは、あらかじめ

じめ、委員会の議決を経て、買取期間を定め、内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

3 第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取りは、当該投資口の買取りの申込みに係る投資口が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている投資口であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

4 機構は、第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取りをしたときは、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、その買取りに係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

第三十九条(見出しを含む。)中「株式」を「対象株式等」に改める。

第四十二条中「株式」を「対象株式等」に、「当該株式」を「当該対象株式等」に、「発行会社」を「当該対象株式等株式に限定する」の買取りの申込みをした発行会社」に改める。

第四十八条第一項第二号イ中「及び発行会社株式買取り」を、「発行会社株式買取り」に、「並びに」を、「第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取り(口及び次条第一項において単に受益権の買取りという。)及び第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取り(口及び次条第一項において単に「投資口の買取り」という。)並びに」に、「株式の管理」を「対象株式等の管理」に改め、同号ロ中「及び発行会社株式買取り」を、「発行会社株式買取り、受益権の買取り及び投資口の買取り」に改める。

第四十九条第一項中「及び発行会社株式買取り」を、「発行会社株式買取り、受益権の買取り及び投資口の買取り」に、「株式」を「対象株式等」に改める。

第六十七条第四号中「又は第三十八条の二第二項を」、「第三十八条の二第二項、第三十八条の五第二項又は第三十八条の六第二項」に改め、同条

第五号中「又は第三十九条」を、「第三十八条の五第四項、第三十八条の六第四項又は第三十九条」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構による買取りの対象を拡大する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案

租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律

目 次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 適用実態調査及び国会への報告等(第七―第十一條)

第三章 会計検査における租税特別措置の実施状況に関する検査(第十二條)

第四章 事後評価等における正当性の検証の実施等(第十三條・第十四條)

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、租税特別措置に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、適用実態調査及び正当性の検証等について定めることにより、租税特別措置の整理及び合理化を推進し、もって納税者が納得できる公平で、かつ、透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「租税特別措置」とは、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)に規定することにより設けられる国税に関する特例をいう。

2 この法律において「適用実態調査」とは、租税特別措置の適用の実態を明らかにするために、租税特別措置の適用数、その増減収額(租税特別措置の適用により生ずる租税収入の増加額又は減少額をいう。以下同じ。)その他の租税特別措置の適用の実績に関する調査を行い、租税収入の会計年度所属区分に対応して毎会計年度これを集計し、法人税についての納税者の規模及び業種その他の税目に応じて財務省令で定める事項の別による適用数及び増減収額に係る分布の状況に関する統計その他正当性の検証に有用な統計の作成を行うことをいう。

3 この法律において「正当性の検証」とは、租税特別措置の適用の実態を基礎として、租税特別措置について、次に掲げる事項(第八条第一項及び第十条において「正当性に関する事項」という。)を確認することをいう。

一 行政目的を実現する手段として相当なものであるかどうか。

二 行政目的を実現するために有効なものであるかどうか。

三 適用を受ける納税者の過度の偏りその他の適用の実態における合理性を欠く不公平が生じていないかどうか。

4 この法律において「行政機関」、「政策」、「政策評価」、「事前評価」、「事後評価」、「行政機関の長」及び「政策評価等」の意義は、それぞれ行

政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号。第十四条第一項及び第二項において「政策評価法」という。)第二条第一項及び第二項、第三条第二項、第五条第二項第四号及び第五号、第六条第一項並びに第十九条に規定する当該用語の意義による。

(租税特別措置の見直しの必要性及びその在り方)

第三条 租税特別措置については、これが特定の行政目的を実現するための手段であり、税負担の公平の原則(次条において「公平原則」という。)に対する当分の間の例外として設けられているものであることにかんがみ、絶えずその廃止を含めた見直しが行われるものとし、かつ、その見直しは、租税特別措置の適用の実態が明らかにされ、正当性の検証が実施されることにより、行われるものとする。

(租税特別措置の新設又は変更の在り方)

第四条 租税特別措置の新設又は変更は、これらによる新たな租税特別措置の適用数の見込数、その増減収額の見込額等についてできる限り合理的な推計が行われ、これを基礎として、当該新たな租税特別措置が行政目的を実現する手段として相当なものであるかどうか、行政目的を実現するために有効なものであるかどうか及び公平原則に対する例外として合理的なものであるかどうか十分に検討された上で、行われるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、前二条に定める基本理念にのっとり、租税特別措置の適用の実態を把握し、及びその正当性の検証を行うとともに、租税特別措置を新設し、又は変更しようとする場合における事前評価の効果的な実施等を図り、租税特別措置の整理及び合理化を推進する責務を有する。

2 国は、租税特別措置の整理及び合理化の推進並びに適用実態調査その他のこの法律に基づく施策について、納税者の理解を得よう努める

なければならない。

(納税者の責務)

第六条 納税者は、租税特別措置の整理及び合理化の推進の必要性並びに租税特別措置の適用の実態が明らかにされ、正当性の検証が行われることの重要性について理解を深めるよう努めるとともに、適用実態調査その他のこの法律に基づく施策に協力しなければならない。

第二章 適用実態調査及び国会への報告等

(適用実態調査の実施)

第七条 財務大臣は、租税特別措置ごとに、適用実態調査を行うものとする。

2 財務大臣は、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十六条第一項各号に掲げる方式による税額の確定の手続における申告、調査又は処分を機会を利用して租税特別措置の適用の実績に関する調査を行うことができる。この場合において、財務大臣は、納税申告書(同法第二条第六号に規定する納税申告書をいう。以下この項において同じ。)の提出を行う者に対して、納付すべき税額の算定において適用される租税特別措置に関する増減額明細書(当該適用される租税特別措置について、その内容及びその適用により増加する税額又は軽減若しくは免除される税額を一覧することができるように記載した書類をいう。第四項において同じ。)を作成し、これを納税申告書に添付するよう求めることができる。

3 前項の規定によるほか、財務大臣は、租税特別措置の適用の実績に関する調査のため必要があると認めるときは、その必要限度において、法令の定めるところにより税務署長に提出される所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十五条第一項に規定する調査その他の資料を利用し、並びに納税者その他の関係者又は行政機関その他の関係機関に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

4 増減額明細書の記載事項及び様式その他適用実態調査の実施細目は、財務省令で定める。

(適用実態調査の結果の国会への報告)

第八条 財務大臣は、毎会計年度終了後七月以内に、当該会計年度に係る適用実態調査の結果に關し、財務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、正当性に關する事項についての意見を付けて、これを国会に提出しなければならない。

一 租税特別措置ごとの適用数及びその見込数との差

二 租税特別措置ごとの増減収額及びその見込額との差

三 租税特別措置ごとに作成した統計

四 法人税を軽減し、又は免除する租税特別措置(以下この号並びに附則第三条第一項及び第二項において「法人税減免措置」という。)については、法人税減免措置ごとに、その適用を受ける法人税の納税者(法人税減免措置の正当性の検証の実施のために必要なものとして法人税減免措置の内容に応じて財務省令で定める要件に該当するものに限る。)の名称、その適用により軽減又は免除される税額(次項において「減免額」という。)その他財務省令で定める事項

五 前各号に掲げるもののほか、租税特別措置の適用の実態を明らかにするために必要があるものとして財務省令で定める事項

2 前項第四号の財務省令で定める要件は、少なくとも法人税の納税者の種類、法人税の納税者に係る減免額及びその多い順による順位について定められなければならない。

(適用実態調査の結果等の提供)

第九条 財務大臣は、会計検査院又は行政機関の長若しくは総務大臣から求めがあったときは、会計検査院が行う租税特別措置の実施状況に関する検査又は租税特別措置を行政目的の実現の手段として用いている政策(以下「租税特別措置を手段とする政策」という。)についての政策評価等に必要な限度において、毎会計年度に係る適用実態調査の結果その他適用実態調査により

得られた租税特別措置の適用の実態に関する情報を提供することができる。

(適用実態調査の結果を踏まえた財務大臣による検討)

第十条 財務大臣は、毎会計年度に係る適用実態調査の結果を踏まえ、租税特別措置ごとに、租税特別措置を手段とする政策に係る事務を所掌する行政機関の長から正当性に関する事項についての意見を聴き、租税特別措置の整理及び合理化について検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(適用実態調査に関する財務大臣の権限の委任等)

第十一条 財務大臣は、第七条第一項から第三項までの規定による権限(輸出入貨物に対する内国税に係るものを除く。)を国税庁長官に委任する。

2 財務大臣は、政令で定めるところにより、第七条第一項から第三項までの規定による権限のうち、輸出入貨物に対する内国税に係るものを税関長に行わせることができる。

第三章 会計検査における租税特別措置の実施状況に関する検査

第十二条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)第二十条の規定による会計検査においては、租税特別措置の整理及び合理化の推進に資するため、毎年、租税特別措置の実施状況に関する検査が行われるものとする。

2 前項の租税特別措置の実施状況に関する検査については、会計検査院は、会計検査院法第二十九条の検査報告に、その年の検査の方針並びに租税特別措置ごとの検査の対象及び方法、検査の状況及び結果並びに会計検査院の所見を掲記するものとする。

3 第一項の租税特別措置の実施状況に関する検査は、その検査に係る租税特別措置を行政目的の実現の手段として用いている政策に關し補助金の交付その他の財政上の措置又は国の無利子貸付けその他の金融上の措置(以下この項及び

第十四条第三項において「補助金の交付等の措置」という。が併せて講じられている場合には、特に効率性及び有効性の観点から、当該補助金の交付等の措置との関係に留意して行われるものとする。

第四章 事後評価等における正当性の検証の実施等

(租税特別措置を手段とする政策についての政策評価の在り方)

第十三条 行政機関は、租税特別措置の整理及び合理化の推進に資するため、その所掌に係る租税特別措置を手段とする政策についての事後評価を継続的に行わなければならない。

2 行政機関は、その所掌に係る租税特別措置を手段とする政策の決定(租税特別措置を手段とする政策における租税特別措置の変更を含む。)をしようとする場合には、第四条に定める基本理念を踏まえ、当該租税特別措置を手段とする政策についての事前評価を効果的に実施するようしなければならない。

(事後評価等における正当性の検証の実施)

第十四条 租税特別措置を手段とする政策について行われる事後評価等(事後評価及び政策評価法第十二条第一項又は第二項の規定による評価をいう。)においては、当該租税特別措置の正当性の検証が行われなければならない。

2 前項の正当性の検証については、行政機関の長又は総務大臣は政策評価法第十条第一項の評価書又は政策評価法第十六条第一項の評価書にその結果を、政府は政策評価法第十九条の報告書にその実施状況及びその結果の租税特別措置を手段とする政策への反映状況を、それぞれ記載しなければならない。

3 第一項の正当性の検証は、その対象である租税特別措置を行政目的の実現の手段として用いている政策に関し補助金の交付等の措置が併せて講じられている場合には、当該補助金の交付等の措置との関係に留意して行われなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第二条 第二章の規定は、平成二十一年四月一日以後に始まる各会計年度分に係る適用実態調査及び国会への報告等について適用する。

(平成二十一年度の特例)

第三条 財務大臣は、平成二十一年四月一日に始まる会計年度については、第七条第一項の規定によるほか、同日から同年九月三十日までの間に終了する法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。)又は連結法人(同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。)の事業年度(同法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。)又は連結事業年度(同法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。)の法人税に係る法人税減免措置につき、同項の規定の例により、その適用の実績を集計し、統計を作成するものとする。

2 財務大臣は、財務省令で定めるところにより、前項の規定により法人税減免措置ごとに集計した適用数及び減収額(当該法人税減免措置の適用により生ずる租税収入の減少額をいう。)並びに作成した統計を記載した報告書を作成し、平成二十二年一月三十一日までに、これを国会に提出しなければならない。

3 財務大臣は、第一項の規定による権限を国税庁長官に委任する。

(政令への委任)

第四条 この法律の施行の日が平成二十一年四月一日後となる場合における同日に始まる会計年度分に係る適用実態調査及び国会への報告等についての第二章及び前条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(会計検査院法の一部改正)

第五条 会計検査院法の一部を次のように改正する。

第二十九条に次の一号を加える。

九 他の法律により掲記するものと定められた事項

(財務省設置法の一部改正)

第六条 財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 内国税の賦課及び徴収の実態の調査及び分析に關すること。

第十六条第一項に次の一号を加える。

五 輸出入貨物に対する内国税の賦課及び徴収の実態の調査及び分析に關すること。

第十九条中「実現」の下に「その実態の把握を含む。」を加える。

第二十條及び第二十三條第三項中「第四條第十七号」の下に「、第十七号の二」を加える。

理由

租税特別措置の整理及び合理化を推進し、もって納税者が納得できる公平で、かつ、透明性の高い税制の確立に寄与するため、租税特別措置に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、適用実態調査及び正当性の検証等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十一年五月十九日印刷

平成二十一年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇